

近代日本におけるヨーロッパ国際法の翻訳（二・完）：誰が、何を、なぜ

韓，相熙
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7391543>

出版情報：法政研究. 92 (2), pp.1-49, 2025-10-06. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン：
権利関係：



近代日本におけるヨーロッパ国際法の翻訳（二・完） ——誰が、何を、なぜ——

韓 相 熙

一、はじめに

二、ヨーロッパの研究動向とオッペンハイム・リスト

（一）19世紀ヨーロッパにおける国際法の研究動向

（二）指標としてのオッペンハイム・リスト

三、翻訳事情

（一）アメリカの著作

（二）イギリスの著作

（三）フランスの著作（以下、本稿）

（四）ドイツの著作

（五）イタリアの著作

（六）スペイン・南米諸国の著作

（七）デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーの著作

（八）その他の翻訳

四、おわりに

（三）フランスの著作

1. 近代フランスにおける国際法の研究動向⁽⁹⁶⁾

ヨーロッパの超大国として長く君臨していたフランスであったが、1870年までは

(96) フランスについては次を参照。F. Despagnet, “L’enseignement du droit international public en France”, *Revue internationale de l’enseignement*, Vol. 17 (1889), pp. 145-152; E. Nys, “La science du droit international en France jusqu’au XVIII^e siècle”, *Revue de Droit International et de Législation Comparée*, Vol. 23 (1891), pp. 329-353; *Idem*, *Les Théories Politiques et Le*

フランスの学者によって執筆された国際法の著作は多くなかった。おそらくレーヌヴァルの著作⁽⁹⁷⁾くらいである。フランス語の著作数が比較的に少ない理由は複数考える。おそらくその重要な理由の一つは、フランス語は当時、ラテン語に次いでヨーロッパの外交語として使われており、他国の学者たちもフランス語で執筆していたためにそれを共有できたからではないかと考えられる。しかし、19世紀後半に入⁽⁹⁸⁾って各国の人々が徐々に母国語を使って執筆することになると、フランスの学者たちもフランス語によって執筆する必要に迫られた。

19世紀のフランスにおいて国際法研究の中心となったのはパリ大学であった。パリ大学では19世紀前半からロワイエ・コラル (A. P. Royer-Collard)、その後ジロー (C. Giraud) によって国際法の一部が教えられたが、本格的な国際法の研究⁽⁹⁹⁾に取り組んだのはルノー (L. Renault) である。

ルノーは、「フランス国際法伝統の創立者 (le père fondateur)⁽¹⁰¹⁾」と呼ばれている。彼はパリ大学の国際法講座の担当教授として、様々な面においてフランスの国際法研究に至大な影響を及ぼした。ルノーは、ピエ (A. Pillet) とフォーシユという二人の仲間、そしてル・フール (Le Fur)、ラプラデル (A. G. de Lapradelle)、バドゥヴァン (J. Basdevant)、ジデル (G. Gidel) などの優れた弟子たちとともにフランス

Droit International en France jusqu'au XVIII^e Siècle (Bruxelles: P. Weissenbruch, Éditeur, Paris: Félix Alcan, Éditeur, 1891): Koskeniemi, *supra* note 5, pp. 266-352; Jean-Michel Guieu, "Les juristes internationalistes français, l'Europe et la paix à la Belle Époque", *Relations Internationales*, No. 149 (2012), pp. 27-41; E. Jouannet, "Regards sur un siècle de doctrine française du droit international", *Annuaire Français de Droit International*, Vol. 46 (2000), pp. 1-57 (英語版は, *Idem*, "A Century of French International Law Scholarship", *Maine Law Review*, Vol. 61, No. 1 (2009), pp. 83-131); A. Hamann, "The French Tradition of International Law", in P. Hilpold ed., *supra* note 53, pp. 137-189.

(97) G. de Rayneval, *Institutions du Droit de la Nature et des Gens* (Paris: Leblanc, Imprimeur-Libraire, 1803).

(98) Guieu, *supra* note 96, p. 28.

(99) Nys (1891, *RDILC*), *supra* note 96, p. 329.

(100) この部分については次を参照。G. Richard, *Enseigner Le Droit Pubic À Paris Sous La Troisième République*, Thèse pour obtenir le grade de Docteur de l'Université Paris Ouest Nanterre La Défense Discipline: Droit public, présentée et soutenue publiquement le 3 décembre 2013 : 柳原正治「日本における近代ヨーロッパ国際法を受容—ボアソナードの果たした役割」(江藤淳一編『国際法学の諸相：到達点と展望(村瀬信也先生古希記念)』(信仙社・2015)所収) 54-56頁。

(101) Société française pour le droit international, "Louis Renault (1843-1918)", *available at* <<https://sfdi.org/internationalistes/renault/>> (Last access : 2025-06-26).

の国際法研究を牽引した。フォーシユがボンフィスの著作を増補したのも、ルノーの勧めによるものであった。⁽¹⁰²⁾ ルノーは体系書を執筆していないが、パリ大学での自分の講義録をまとめて出版している。⁽¹⁰³⁾ この講義録は、国際法の基本概念、研究方法、法源、参考書、講義要領などを中心としたものである。これは当時の教員の講義ガイドラインとして、そして学生の入門書として、非常に大きな影響力を持っていた。

このルノーの講義録以前に出版された国際法の教科書は、パリ政治学院（シアンス＝ポ）のフंक・ブレンタノとソレルが執筆した著作（表3-1）のみであった。⁽¹⁰⁴⁾ しかし、その後、国際法を教える大学が増えていく。特に、1889年7月24日の法令により、国際公法はフランスの全ての大学で必須科目となった。⁽¹⁰⁵⁾ それ故、国際法を教える教員も増えた。1880年代からの主な著作を執筆した著者としては、フォデレ（表3-2）、ボンフィス（表3-3）、デスパリーニエ（表3-4）、ピエドリエブル（表3-5）以外にも、E. R. de Card, G. Bry, P. Leseur, A. Chrétien, A. Mérignhacなどが挙げられる。⁽¹⁰⁶⁾

2. オッペンハイム・リストにおけるフランスの著作

この中から、オッペンハイムは5名（1名は二人共著）（フंक・ブレンタノとソレル、フォデレ、ボンフィス、デスパリーニエ、ピエドリエブル）を選定している。英・米・独・伊と比べるとかなり小さい数字である。この5名の著作をまとめたのが以下の表（3）である。

(102) Hamann, *supra* note 96, p. 152.

(103) L. Renault, *Introduction à l'Étude du Droit International* (Paris: L. Larose, Libraire-Éditeur, 1879).

(104) 次の著作もあるが、これは歴史・政治分野の論文をも含めた論文集である。Le Vicomte de la Guéronnière, *Le Droit Public de l'Europe Moderne*, 2 Vols. (Paris: Librairie Hachette et C^{ie}, 1876).

(105) Guieu, *supra* note 96, p. 28.

(106) 彼らの著作の情報については次を参照。Guieu, *supra* note 96; Hamann, *supra* note 96; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 120-122.

表 (3) : フランスの著者と著作⁽¹⁰⁷⁾

1	Funck-Brentano et Albert Sorel	Précis du Droit des Gens, 1877; 2nd ed. 1894.
2	P. Pradier-Fodéré	Traité de Droit International Public, 7 vols. 1885-1897.
3	Henry Bonfils	Mannuel de Droit International Public, 1894; 4th ed. by Fauchille, 1904.
4	Frantz Despagne	Cours de Droit International Public, 1894; 2nd ed. 1899.
5	Robert Piédelièvre	Précis de Droit International Public, 2 vols. 1894-1895.

オッペンハイムはこの5名のうち、1番のフンク・ブレンタノとソレル以外の4名について次のように述べている。まず、2番のフォデレについては、彼の著作にそれなりの価値はあるものの、決して法実証主義者ではないという⁽¹⁰⁸⁾。それ以上は述べていないため、おそらく「折衷主義者」(グロティアン)として分類しているのではないかと考えられる。残りの3名、すなわち、3番のボンフィス、4番のデスパリーニュエ、5番のピエドリエールについては、彼らの体系書が包括的かつ貴重であるとしながらも、完全な法実証主義者ではないとする⁽¹⁰⁹⁾。これ以上の論述はないため、この3名は「真の法実証主義者」ではなく、自然法をある程度認める法実証主義者として位置付けているようである。また、最初のフンク・ブレンタノとソレルの著作は、ルノーにより、「法学というよりは哲学・政治学的」である⁽¹¹⁰⁾との指摘を受けている。

以上の評価を踏まえると、少なくともオッペンハイムの観点からすると、フランスには「真の法実証主義者」は一人もいないこととなる。

3. フランスの著作の翻訳書とその他の翻訳

(1) フランスの著作の翻訳書

この5冊の中で、日本で翻訳されたのは1冊もない。このことは、近代日本の司法改革と法律教育におけるフランス法の影響、そしてボアソナードなどのお雇い

(107) Oppenheim, *supra* note 7, p. 88.

(108) *Ibid.*, p. 93.

(109) *Ibid.*

(110) Renault, *supra* note 103, p. 66.

外国人が果たした役割を考えると、やや不思議である。しかし、以下のような幾つかの重要な著作が翻訳されていたので簡単に紹介したい。

（２）その他の翻訳

（a）ルノーの講義録の翻訳

①仏国ルイ・ルノール著、日本宮本平九郎訳、蜷川新訳『早稲田小篇 国際法論』（東京：東京専門学校出版部・1900）

まず、上記の、「フランス国際法伝統の創立者」と呼ばれるルノーの講義録が翻訳された。訳者の蜷川は、東京帝国大学法科大学を卒業後、大蔵省を経て、第一軍司令部付の国際法顧問、樺太軍の国際法顧問となった人物である。蜷川はその後、朝鮮総督府官吏、同志社大学教授、日本赤十字など様々な分野で国際法の専門家として幅広く活躍した。⁽¹¹¹⁾

蜷川は自分の自伝の中で、「私は、東京大学の法律科に入学した。そうして、主としてフランス語と、国際法とを学んだ。学生時代に、私は、ルノールの有名な国際法を翻訳して出版した。フランス語の力をつけるためであった。」⁽¹¹²⁾と翻訳事情を語っている。

また、この翻訳の「序」を書いた有賀長雄は、「曩に蜷川君一年志願兵を以て入営するに当り営中講読の書を借らんことを請ふ予君の国際法の研究に志篤きを知り則ち此書を授けし君操練の餘暇を以て之を翻訳す今之を見るに行文簡明にして能く原書の意を尽す仍て茲に其の良書たるを紹介して序文に代ふ」と述べている。

二人の話を踏まえると、蜷川が有賀からルノーの本を借りて翻訳したようである。有賀は、ルノーについて「仏国現時の国際法学者は第一指をルイ、ルノール氏に屈せざるべからず」と述べ、彼の著作についても「ルノールの名を為す実に此の国際法論に在り其の簡明にして能く斯学の深妙を尽すを以てなり」と高く評価している。

(111) 蜷川新「私の歩んだ道」（同『天皇—誰が日本民族の主人であるか』（光文社・1952）所収）204-219頁；東浦洋「日本人がその創設に影響を与えた国際機関」（人道研究ジャーナル4・2015）146-171頁。

(112) 蜷川、同上、209頁。

実は、この翻訳の1年前(1899)にハーグで開かれた万国平和会議の最終決議書を見ると、有賀とルノーは各々日本とフランスの「専門委員」として参加していた。そしてその前から二人は、ハーグ条約の準備作業を担った同じ「第二小委員会」のメンバーであった⁽¹¹³⁾。従って、有賀はルノーのことをよく知っていたはずである。

以上の事情を踏まえると、翻訳の目的に、蜷川の国際法とフランス語の習得ということももちろんあっただろうが、基本的にはフランス国際法学者中の第一人者であるルノーの国際法学を日本の国際法学界に紹介することが翻訳の最大の目的ではないかと考えられる。

(b) 陸軍関連の翻訳

以下の3冊は陸軍と関連のある翻訳である。最初の2冊は西周の翻訳であり、もう一冊は陸軍大学校講師の辻治太郎の翻訳である。結論からいうと、この3冊の底本は同じであることが確認された。

①著者不明、西周先生訳稿『万国公法手録 全』(出版地不明：出版社不明・1882)

訳者の西周は、オランダ留学で受講したフィッセルリング(S. Visshering)の講義をまとめて『万国公法』として出版したことで、国際法分野において有名である。しかし、その後、彼が陸軍関係の2冊を翻訳したことについては、時折簡潔な言及があるものの、ほとんど研究がなされておらず、底本についても不明であった。

この翻訳は戦時国際法のみを取り上げている。第1巻第1編第1章の始め(2頁)に、「本行以下左側ニ一ヲ附シタルハ原書ニナキ語ニシテ読者解シ易カラシメメ訳者ノ故ラニ加ヘタルモノ也」と書かれているので、これは「翻訳」である。そして本文には、爆燬(ボンバルトマン)など原著の発音を追加しているところがあるので、その発音からすると、底本はフランス著作である。

以上の情報に基づいて底本を探した結果、底本は次の③(辻治太郎の翻訳)の底

(113) 外務省外交資料館「日本外交文書デジタルコレクション海牙万国平和会議関係第一巻」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/b6-1.html>) (最終検索日：2025-02-23)；黒崎将広「戦争法秩序の誕生—総加入条項とマルテンス条項の機能的連続性」(国際関係論研究19・2003) 34, 49頁。

本と同じものであることと判明した。底本の書誌情報については後述する。

西周は1868年に静岡藩の沼津兵学校頭取になったあと、兵部省、陸軍省、参謀本部などに勤務し、明治政府の「軍事畑の官僚」として働いた⁽¹¹⁴⁾。尾佐竹は、西がこの⁽¹¹⁵⁾翻訳を使って陸軍大学で講義した可能性を指摘している。

以上の事情から、この著作は、陸軍大学または陸軍関係の機関における教育や戦争法（陸戦）の知識を提供するために翻訳されたと考えられる。

②仏国原書、西周先生訳『軍人用万国公法 全』（出版地・出版社・出版年度不明）

この『軍人用万国公法』も西の翻訳である。タイトルから「軍人用」であることが確認できるが、底本については不明であった⁽¹¹⁶⁾。しかし、実物を入手し、上記の『万国公法手録』と対照したところ、目次も内容も同じであることが判明した。従って、底本も同じである。表紙には「仏国原書」と書いてあり、本文は152頁である。『万国公法手録』が181頁であるのに対して、『軍人用万国公法』が152頁である理由は、後者が前者の一部の内容を割愛したからである。章立ても若干修正している。この割愛と修正を踏まえると、おそらく前者を先に翻訳した後、それを再編集して出版したのが後者ではないかと考えられる。

③陸軍大学校講師・法学士辻治太郎訳『陸軍将校用 国際公法提要』（東京：陸軍大学校・1900）

訳者は陸軍大学校講師の辻治太郎である。「序」によれば、原著は「仏国陸軍書林ボードアン会社ノ出版ニ係リ同国陸軍士官学校用トシテ認定ヲ経タルモノ」であり、その編纂の趣旨は「専ラ将校ノ実用ニ応スルニ在リ」とする。この「ボードア

(114) 谷口眞子「西周の軍事思想―服従と忠誠をめぐる―」（*Waseda RILAS Journal*（総合人文科学研究センター研究誌）5・2017）177-178頁。

(115) 尾佐竹猛『近世日本の国際観念の発達』（東京：共立社・1932）48頁。

(116) 藤田は、「内容は万国公法手録と比較して大同、その辺は専門家に譲り、目次に於て少異を見るから軍人用万国公法目録を下記する」と述べて、目次のみ紹介している。但し、底本や辻の翻訳との関係については言及していない。藤田東一郎「西周の軍人用万国公法」（明治文化13・8・1940）1-2頁。

ン会社」と「将校ノ実用」を手掛かりに底本を探した結果、底本は、1877年に出版されたエコール・ミリテールの陸軍将校用国際法マニュアルであることが確認できた。著者名がないので、おそらくエコール・ミリテールが編集したものであろう。⁽¹¹⁷⁾

原著を調査したところ、初版が1877年、第2版が1878年、第3版が1884年に出版されたが、第3版は1893年にも印刷されている。また、初版と第2版の出版社は「Librairie Militaire de J. Dumaine」であるが、第3版の1884年版は「Librairie Militaire L. Baudoin et C^{ie}」、第3版の1893年版は「Librairie Militaire de L. Baudoin」となっている。従って、時系列を考えると、上記の西の『万国公法手録全』の底本は初版か第2版、辻の翻訳の底本は第3版の1893年版であろう。但し、各版の内容はほぼ同じである。

翻訳の「序」によれば、「理論ヲ敷衍シ実例ヲ彙集スルカ如キハ初メヨリ編者ノ企図セサル所」であり、「大体ノ原則ト其適用トニ至リテハ瑣々タル一袖珍善ク要領ヲ悉セリ」と評価しているが、「聊カ遺憾トシタルモノ」は「書中国内法ヲ援用スルニ当リ仏国ノ法律ニ依ルコト」であると指摘している。

以上から、翻訳の目的は、陸軍将校への戦時（陸戦）国際法知識の提供であるといえよう。

(c) 海軍関連の翻訳

陸軍だけでなく、海軍関係の著作も以下のように3冊が翻訳された。最初の2冊は同じ著作の翻訳なので一緒に紹介する。

① 仏国海軍大佐「オルトラン」氏編著、海軍参謀本部編纂課訳『海上交際条規 自第一章至第四章 第三篇』（東京：海軍参謀本部編纂課・1888）：② 仏国海軍大佐 俄爾杜蘭氏著、海軍参謀本部編纂課訳『海上国際条規 完』（東京：海軍参謀本部編纂課・1889）

オルトラン（T. Ortolan、俄爾杜蘭）はフランスの海軍将校であり、著名な海上

(117) *Manuel du Droit International à L'usage des Officiers de L'armée de Terre*. Ouvrage autorisé pour les écoles militaires (Paris: Librairie Militaire de J. Dumaine, 1877).

国際法（特に海戦法）の専門家である。⁽¹¹⁸⁾ この翻訳をめぐっては有名な一話がある。⁽¹¹⁹⁾ 榎本釜次郎（榎本武揚）は長崎海軍伝習所で学んだ後、幕府の開陽丸発注に合わせてオランダに留学した。榎本はオランダでフレデリックという教員から海上国際法を学んだが、その時フレデリックが使ったのがオルトランの著作であった。開陽丸が竣工し、それに乗って榎本が帰国する際に（1867）、フレデリックはオルトランの著作（フランス語）のオランダ語訳に、自ら書いた序文（手紙）をつけて榎本に恵贈した。榎本はこのオランダ語の著作を至宝とし、五稜廓敗戦の際に、同書籍を官軍に贈ったという。⁽¹²⁰⁾ この書籍はいま宮内庁書陵部に保管されている。表紙とフレデリックの序文だけ印刷であり、本文は全てフレデリックの手書きである。

また、榎本が拘束されている間、福澤諭吉がこの著作の和訳を依頼されたが、福澤は榎本の命を救うために、あえてフレデリックの序文のみを翻訳し、本文を翻訳できるのはその授業を聞いた榎本しかいないと言ったようである。⁽¹²¹⁾

以上のように、オルトランの著作はオランダ語に翻訳されて日本に入ってきたが、当初その本文は訳されなかった。しかし、そのおよそ20年後、海軍参謀本部がこのオルトランの著作を和訳したのである。同翻訳は、1888年版と、1889年版の二つの版がある。

まず、1888年版の表紙には「海上交際条規 自第一章至第四章 第三篇」と書かれており、本文の冒頭には「海上交際条規下巻」と書かれている。但し、本文の内容を見ると、第3篇の「第四章」までではなく、「第九章」まで翻訳されている。また、巻尾には、「海上交際条規下巻第三篇大尾」と書かれている。これらの情報から、原著の第3篇（戦時ノ部）の第1章から第9章までの翻訳であることが分かる。

また、翌年の1889年版の表紙には、「海上国際条規 完」と書かれており、目次の前に、本書（仏人オルトランの海上国際条規）は海軍軍人の「必読之書」である

(118) I. Papanicopolulu, "The Law of the Sea in Past Scholarship", *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 39 (2024), pp. 167-168.

(119) この部分については次を参照。尾佐竹・前掲注(30) 371-392頁；宮永・前掲注(2) 377-402頁；塚越俊志「榎本武揚と幕府海軍」(弘前大学国史研究143・2017) 1-24頁。

(120) 書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/>) から「海律全書」で検索可能である(最終検索日: 2025-03-02)。

(121) 福澤諭吉「海上公法の序」(慶應義塾編纂『福澤諭吉全集(再版)』第20巻(岩波書店・1971)所収) 419-421頁。

こと、かつて翻訳・出版した「下編戦時部」と、今回翻訳した「上編平時部」を合わせて「一書」として出版する旨が記されている。

以上の内容を踏まえると、海軍参謀本部がオルトランの著書を翻訳したが、何らの理由で戦時法を先に翻訳し（下巻、1888年版）、その翌年上巻（総論と平時ノ部）を翻訳して、下巻と一緒に「上巻と下巻の合本」（1889年版）として出版したのである。また、下巻のタイトルは「交際条規」であったが、上巻・下巻の合本は「国際条規」となっている。そして翻訳の目的が、海軍への国際法（海戦法）知識の提供であることは言うまでもない。

③エドアール氏著、海軍参謀部訳『海上国際法 全』（東京：海軍参謀部・1889）

海軍参謀部⁽¹²²⁾は同じ1889年にもう一冊のフランス著作を翻訳している。上記のオルトランの1889年版の序文作成日が「明治二十二年二月」であり、この翻訳の序文作成日が「明治二十二年十二月」なので、2冊とも1889年に翻訳・出版されたことが分かる。

底本については、「仏国海軍文庫主管『エドアール』氏カ著述ノ海軍将校必携ニ載スル所ニシテ千八百八十八年ニ於テ刊行シタル者ナリ」と書かれている。しかし、この情報からは底本を見つけることはできなかった⁽¹²³⁾。

また、翻訳の目的については、原著が「海上国際法ノ大意ヲ摘示スル」に止まっているが、「我海軍将校此道ヲ講スルニ当リ聊カ採択スル所アランコトヲ庶幾シ之ヲ訳出シテ閲読ノ便ニ供ス」という。すなわち、海軍将校による海上国際法講義のための参考用図書として翻訳されたと考えられる。

(d) その他

①仏国アルチュール・デジャルダン著、支那調査会訳『国際支那』（東京：文献社・1901）

(122) 「海軍参謀本部」の名称は、1889年に「海軍参謀部」に変わった。

(123) 易平はエドアールを「Edwards」と表記しているが、底本については言及していない。易平『戦争と平和の間：発足期日本国際法学における『正しい戦争』の観念とその帰結』（北京：Torkel Opsahl Academic EPublisher・2013）35頁。

この著作は本稿の対象とは言い難いが、国際法が重要なテーマとなっているので、簡単に紹介したい。⁽¹²⁴⁾「略伝」によれば、デジャルダン⁽¹²⁵⁾は「仏国第一流の国際法学家」であり、「有賀博士が巴黎に在りて日清戦役国際法論を公にするや、氏は以て稀有の良著と為し、自ら進みて之を学士会院に報告」した人物である。原著は、⁽¹²⁶⁾ジャーナルに掲載された「中国と国際法」という論説（１部・２部）である。この論説でデジャルダンは、北清事変（義和団の乱、1900）における清国の「国際道義を守らぬ」態度を批判しており、「支那人には行政能力なし」と断言している。

訳者の支那調査会は、福本誠によって設立された団体である。福本はもともと「興亞思想」の持ち主で、福澤諭吉の「脱亜論」などの思想とは真逆に、清国と協力しながら、アジアが立ち直る方法を模索していた人物である。しかし、ヨーロッパ外遊を通じて福本の思想は一変し、イギリスを模範として日本の発展を図ること、そして清国を日本の工業製品の市場化することを提案した。そのために設立されたのが支那調査会⁽¹²⁷⁾（1900）である。

福本は「序」において、日本と清の国際的地位の格差は、「大本は国際の上に道義を認めざるの謬見に職由せり」と述べている。すなわち、日本は国際法を遵守し、清国は遵守しなかったことによって両国の格差が生まれたという。福本は既に清国を見下しはじめており、同じアジアの国という同胞意識は消え失せていたのである。この翻訳の目的には、支那調査会の活動を正当化しようとする側面もちろんあるものの、その主な目的は「国際法遵守に対する日清間の態度の違い」を読者に知らせることであったのではないかと考えられる。

4. フランスのまとめ

オッペンハイム・リスト上のフランスの著作は、１冊も翻訳されていない。しかし、有賀と蜷川の合作により、当時フランスにおいて最高の権威を持っていたル

(124) この①については主に次を参照した。広瀬玲子「興亞思想から経済侵略主義へー国粹主義者 福本誠の軌跡」(近代日本研究 6・1989) 93-137頁。

(125) 有賀もこのことに言及している。有賀長雄「仏文著述苦心談」(国際法雑誌10・9・1912) 682-683頁。

(126) A. Desjardins, "La Chine et Le Droit des Gens", *Revue des Deux Mondes*, Vol. 162 (1900), pp. 522-549, 815-844.

(127) 広瀬・前掲注 (124) 126-127頁。

ノーの著作が翻訳され、それを通じてフランス国際法学が受容された。⁽¹²⁸⁾ また、陸軍・海軍関係の著作（陸戦・海戦）を中心としたフランス専門書の翻訳は、他の諸国と比べて圧倒的に多かった。

(四) ドイツの著作

1. 近代ドイツにおける国際法の研究動向⁽¹²⁹⁾

ある学者は、「たとえ我々が国際法から全てのイギリス、フランス、またはアメリカ人法学者の貢献を差し引いても、我々は特に問題なく我々がいま持っている（recognize）一連の規則と制度を依然として持っているだろう⁽¹³⁰⁾」という。それほどにドイツ国際法学者の貢献は圧倒的かつ根本的であるという意味である。彼によれば、ドイツ国際法学には3つの特徴があるという⁽¹³¹⁾。一つは「体系思考」または「システム思考」（System-denken）、2番目は「国際法に対する公法的観点からの理解」、そして3番目は「国際法に対するドイツ哲学または哲学者の関与⁽¹³²⁾」である。この

(128) また、表3-3のボンフィスの1901年版（フォーシユ増補）が、『国際法雑誌』（創刊号）の「新刊書目」の最初の図書として紹介されている。（『国際法雑誌』1-1・1902）33-35頁。

(129) ドイツについては次を参照。A. Rivier, “Literarhistorische Übersicht der Systeme und Theorien des Völkerrechts seit Grotius”, in Franz von Holtzendorff ed., *Handbuch des Völkerrechts*, Vol. 1: *Einleitung in das Völkerrechts* (Berlin: Carl Habel, 1885), pp. 393-523; Koskeniemi, *supra* note 5, pp. 179-265; A. Carty, “The Evolution of International Legal Scholarship in Germany during the Kaiserreich and the Weimarer Republik (1871-1933)”, *German Yearbook of International Law*, Vol. 50 (2007), pp. 29-90; Pierre-Marie Dupuy, *Taking International Law Seriously: On the German Approach to International Law*, EUI (European University Institute) Working Paper, LAW No. 34 (2007), pp. 1-15; M. Koskeniemi, “Between Coordination and Constitution: International Law as a German Discipline”, *Redescriptions*, Vol. 15, Issue 1 (2011), pp. 45-70; Jean-Louis Halpérin, “A German Linkage Between Criminal Law and Law of Nations as Academic Disciplines”, *Rechtsgeschichte*, Rg 27 (2019), pp. 51-64; J. von Bernstorff, M. Mayer, “The Historical School and German International Legal Thought in the 19th Century”, *Journal of the History of International Law*, Vol. 25 (2023), pp. 311-353; 宮崎繁樹「ドイツ国際法学の研究」（明治大学社会科学研究所紀要7・1969）3-36頁；柳原正治「いわゆる『ドイツ国際法』論をめぐる一考察」（同編『国際社会の組織化と法—内田久司先生古稀記念論文集』（信山社・1996）所収）81-115頁；小栗寛史「近代国際法学の形成における『ドイツ国際法』論の位相—ライン同盟期の国家結合論を素材として」（明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法—普遍化と地域化のはざままで』（慶應義塾大学出版会・2023）所収）179-222頁。

(130) Koskeniemi (2011), *ibid.*, pp. 45-46.

(131) *Ibid.*, pp. 63-65.

(132) コスケニエミはその例としてプーフエンドルフ、ライプニッツ、ヴォルフ、カント、ヘーゲルなどを挙げている。*Ibid.*, pp. 64-65.

評価に対しては様々な異見があるかもしれないが、近代国際法学の形成過程を見ると、この評価を完全に否定することは難しいのではないかと考えられる。⁽¹³³⁾

19世紀のドイツは、神聖ローマ帝国（第1帝国）の解散とライン同盟の結成、ウィーン会議におけるドイツ連邦の成立、ドイツ関税同盟の成立、普墺戦争と北ドイツ連邦の成立、普仏戦争とドイツ帝国（第2帝国）の成立など、紆余曲折を経験した。そしてドイツの国際法学者たちは、この神聖ローマ帝国の解体とドイツ帝国の成立過程を通じて、帝国と領邦との関係、領邦同士の関係、帝国・領邦と他のヨーロッパ諸国との関係など、近代国際法学の核心ともいえる「主権国」の概念をめぐる所謂「ドイツ国際法」⁽¹³⁴⁾論をも含めて、様々な問題提起を行い続けた。彼らの研究はその後、国際法と国内法の関係や国際法の拘束力の問題など、国際法学の体系化に関わる根本的な諸問題を穿鑿していく。

18世紀のヴォルフ、G. F. マルテンス、モーゼルなどの研究に続き、19世紀に入っても数多くの国際法学者たちが現れ、研究成果を次々と発表した。特にドイツの場合、一つや二つの名門大学よりは、各地域に設立された多数の大学が彼らの研究活動を支えた。その中で本稿と関連する代表的な学者としては、ヘフター（表4-4）、ピュッター（J. S. Pütter）、カルテンボルン（K. von Kaltenborn-Stachau）、ブルメリンク（表4-9）、ブルンチュリ（表4-6）、シュマルツ（表4-1）、シュメルチング（J. Schmelzing）、クリューバー（表4-2）、ペーリッツ（K. H. L. Pölitz）、ザールフェルト（表4-3）、H. B. オッペンハイム（表4-5）、ハルトマン（表4-7）、ニッポルド（O. Nippold）、ハイボルン（P. Heilborn）、リスト（表4-12）、ウルマン（表4-11）、カウフマン（W. Kaufmann）、ホルツェンドルフ（表4-8）、⁽¹³⁵⁾ガライス（表4-10）、ツホルン（A. Zorn）などが挙げられる。

(133) 但し、コスケニエミは、21世紀のドイツ国際法学はその特徴をほぼ失っており、他のヨーロッパ諸国の国際法学とあまり変わらないと述べている。*Ibid.*, p. 65.

(134) 「ドイツ国際法」論については次を参照。柳原・前掲注（129）；小栗・前掲注（129）。

(135) これらの学者以外にも、モール（R. von Mohl）、ラッソン（A. Lasson）、クヴァーリチュ（A. Quaritsch）、ノイマン（L. von Neumann）、レッシュ（P. Resch）などが著作を刊行した。彼らの著作については次を参照。A. Rivier, *supra* note 129; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 114-119；宮崎・前掲注（129）。

2. オッペンハイム・リストにおけるドイツの著作

この中から、オッペンハイムは12名を選定している。12名は、イギリスの16名に次いで、2番目に大きい数字である。この12名の著作をまとめたのが以下の表（4）である。

表（4）：ドイツの著者と著作⁽¹³⁶⁾

1	Theodor Schmalz	Europäisches Völkerrecht, 1816.
2	Johann Ludwig Klüber	Droit des Gens moderne, 1819; German ed. under the title of Europäisches Völkerrecht in 1821; last German ed. by Morstadt in 1851, and last French ed. by Ott in 1874.
3	Friedrich Saalfeld	Handbuch des positiven Völkerrechts, 1833.
4	August Wilhelm Heffter	Das europäische Völkerrecht der Gegenwart, 1844; 8th ed. by Geffcken, 1888; French translations by Bergson in 1851 and Geffcken in 1883.
5	Heinrich Bernhard Oppenheim	System des Völkerrechts, 1845; 2nd ed. 1866.
6	Johann Caspar Bluntschli	Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt, 1868; 3rd ed. 1878; French translation by Lardy, 1869; 5th ed. 1895.
7	Adolf Hartmann	Institutionen des praktischen Völkerrechts in Friedenszeiten, 1874; 2nd ed. 1878.
8	Franz von Holtzendorff	Handbuch des Völkerrechts, 4 vols. 1885-1889.
9	August von Bulmerincq	Das Völkerrecht, 1887.
10	Karl Gareis	Institutionen des Völkerrechts, 1888; 2nd ed. 1901.
11	E. Ullmann	Völkerrecht, 1898.
12	Franz von Liszt	Das Völkerrecht, 1898; 3rd ed. 1900.

オッペンハイムはこの12名のうち、8名について以下のように記述している。まず、2番のクリューバーについては、法実証主義の不足を補うために自然国際法を適用しているので、マルテンスと同じ部類の法実証主義者、すなわち、自然法をあ

(136) Oppenheim, *supra* note 7, pp. 88-89.

る程度認める法実証主義者であるとする。⁽¹³⁷⁾ 4 番のヘフターについては、自然法を完全に否定はしないけれども、確かに法実証主義者であるとする。⁽¹³⁸⁾ すなわち、ヘフターも、自然法をある程度認める法実証主義者であるということである。それにも拘らず、オッペンハイムはヘフターの著作について、「彼以降の全ての学者がある意味では彼の両肩に立っている」と高く評価している。⁽¹³⁹⁾ 6 番のブルンチュリについては、世界的名声にもかかわらず、彼の著作には実際の国際法のルール（すなわち、実定法）としては未だ認められていない多くのルールが含まれているので、同著作の参考には気をつけるようにと注意を促している。⁽¹⁴⁰⁾ 7 番のハルトマンの著作は、オッペンハイムが会った最初の「真の法実証主義の体系書」であるが、海外にはあまり知られていないという。⁽¹⁴¹⁾ また、10番のガライス、11番のウルマン、12番のリストの3名についても「真の法実証主義者」であるという。⁽¹⁴²⁾ オッペンハイムは、8 番のホルツェンドルフの著作が、国際法の様々な分野を扱う多数の著者が参加した著作であり、ホルツェンドルフ自身が編集者であると紹介しているが、⁽¹⁴³⁾ 彼の研究方法については記述していない。他の4名（1 番のシュマルツ、3 番のザールフェルト、5 番の H. B. オッペンハイム、9 番のブルメリンク）の研究方法についても、オッペンハイムは特に記述していない。

3. ドイツの著作の翻訳書とその他の翻訳

（1）ドイツの著作の翻訳書

（a）独逸学協会関連の翻訳

この12名の著作の中で、日本で翻訳されたのはヘフター、ブルンチュリ、リストの3冊である。特に、ヘフターとブルンチュリの著作の訳者たちは、ドイツ留学経験があり、独逸学協会の会員であるという共通点がある。従って、この2冊については一緒に取り上げることにするが、その前に、2冊に共通する翻訳事情に

(137) *Ibid.*, p. 91.

(138) *Ibid.*

(139) *Ibid.*

(140) *Ibid.*, p. 92.

(141) *Ibid.*, pp. 92-93.

(142) *Ibid.*, p. 93.

(143) *Ibid.*

ついて簡単に紹介したい。

明治初期にドイツで留学したほとんどの日本人はもともと「医学分野」を専門とする者であった。1870年代前半にドイツに留学していた青木周藏、平田東助、山脇玄、荒川邦藏、橋本綱常、萩原三桂の諸氏も医学を学ぶためにドイツに渡った。しかし、「我等は人を癒す医者になるのも必要であるが、国家を診る医者になるのも亦必要である。それには堅実なる独逸の政治法律の学問を学ぶ必要がある⁽¹⁴⁴⁾」という青木の誘いにより、青木本人を含めて、山脇玄、平田東助、荒川邦藏の諸氏は、医学から法政へと方向転換をした。その後、青木、荒川、山脇はベルリン大学の法学部に登録し法学を学んだ。また、山脇はのちにハイデルベルク大学で法学博士学位を取得する。ほぼ同じ時期に、木下周一は、ライプツィヒ大学初の日本人留学生として法学部で法学を学んだ。木下は留学中の1874年8月に司法省11等出仕として採用された。また、山脇も翌年の9月、在独のまま司法省御用取調となった⁽¹⁴⁵⁾。

その後、彼らは、ドイツ特命全権公使となった青木以外には、日本に帰国し司法省などに務めた。特に、「英米仏の自由主義をおさへ、堅実なる君主国日本の将来を築く為に独逸の法律政治の学問を取入れ⁽¹⁴⁶⁾」ことを目指して、彼らは「独逸学協会」の設立に取り組んだ。同協会（1881年設立）の主な事業は、「第一翻訳、第二月刊雑誌の発行、第三学校の開設⁽¹⁴⁷⁾」の3つであった。同協会では数多くのドイツ著作が翻訳され⁽¹⁴⁸⁾、機関紙の『独逸学協会雑誌』⁽¹⁴⁹⁾も刊行された。また、独逸学協会学校⁽¹⁵⁰⁾（1883年設立）では国際法も教えられた。

(144) 司馬亨太郎「独逸学協会学校創立の意義と其事情」（福島博編輯『独逸学協会学校五十年史』（独逸学協会学校同窓会・1933）所収）8頁。

(145) この部分については次を参照。同上、4-16頁：森川潤「明治十四年の政変への道程―井上毅をめぐる『ドイツへの傾斜』の動き」（広島修大論集40-1・1999）1-29頁；同「明治十四年の政変への道程（二）―東京大学と独逸学協会のばあい」（広島修大論集40-2・2000）1-36頁；同「プロイセン人青木周藏の足跡断章Ⅰ―ベルリン法学生」（広島修大論集64-2・2024）89-102頁；七戸克彦「現行民法典を創った人びと」（24）査定委員32・33：木下周一・斯波淳六郎、外伝20：内閣法制局」（法学セミナー56-4・2011）75頁；上村直己「ライプツィヒ大学最初の日本人留学生 木下周一」（同『九州の日独文化交流人物誌（訂正第2版）』（熊本大学文学部地域科学科・2005）所収）9-10頁。

(146) 司馬・前掲注（144）8頁。

(147) 同上。

(148) 翻訳リストについては次を参照。森川（2000）・前掲注（145）21-24頁。

(149) 兼田信一郎「『独逸学協会雑誌』掲載論説の変遷に関する考察」（独協学園資料センター研究年報2・2010）22-50頁。

一方、明治政府は1876年に、青木全権公使を通じて、「独逸国公法学士」の招聘を進めていた。最初から候補者をベルリン大学のホルツェンドルフ（表4-8の編纂者）に絞って彼と交渉を行なった。しかし、交渉は拒絶され、その後8名の候補者から選ばれたのがレースラー（K. F. H. Roesler）である。レースラーは「法律顧問」として、「外務卿ノ指揮」のもとで、「万国公法並ニ国法上ノ下問ニ答ヘ及ヒ外務卿ノ命ニ応ジ諸草按ヲ起草スル」という任務を持って、1878年に来日した⁽¹⁵¹⁾。

以上の情報を踏まえ、彼らの翻訳（ヘフターとブルンチュリ）について検討したい。

①普国大審院法官兼柏林府大学校法科専門正博士海弗得原著、日本荒川邦藏・木下周一合訳、寺内章明校訂『海氏万国公法』（東京：司法省・1877）：②独逸大学博士ブルンチュリー著、日本独逸学協会会員山脇玄・同飯山正秀共訳『万国公法戦争条規 第一篇』（東京：近藤幸正・1882）

まず、①の著者はヘフター（海弗得）である。ヘフターはボン大学（1823）、ハレ大学（1830）、ベルリン大学（1832）の教授を歴任し、上院議員としても活躍した。彼の主著（表5-4）は、「実証主義国際法観に立ち、欧州文明諸国の国際慣習を法的に整序し、理論的に統一的体系化を試みた好著で、国際的に高く評価され」、日本語だけでなく、フランス語、ギリシャ語、ポーランド語、ロシア語などに翻訳された⁽¹⁵²⁾。

訳者の荒川と木下は上述の通りであるが、出版当時の二人は同じく太政官参事院の議官補・七等相当であった⁽¹⁵³⁾。それにも関わらず司法省から出版されたのは、上述の通り、木下が在独中から司法省勤務だったためだと推察される。底本に関する言及はないが、ヘフターの原序の作成日が1866年なので、底本は「1867年版」であると考えられる。

また、②の著者のブルンチュリはベルリン大学を卒業し、ボン大学で博士学位を取得した後、1848年にミュンヘン大学教授になる。彼の最大の業績は国法学や国家

(150) 堅田剛「独逸学協会学校専修科—ある法律学校の歴史」（独協法学40・1995）35-42頁。

(151) 森川（1999）・前掲注（145）8-17頁。

(152) ヘフターについては次を参照。宮崎繁樹「ヘフター」（国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』（三省堂・2005）所収）784-785頁。

(153) 森川（2000）・前掲注（145）25頁。

学にかかるものであったが、1861年ハイデルベルク大学教授に就任してからは国際法に関心を持ち、国際法の主著（表5-6）を執筆した。そしてその後は戦時法の法典化の作業を進めた。⁽¹⁵⁴⁾

訳者の山脇については上述の通りである。もう一人の飯山は、留学経験はないようである。しかし、山脇と同様、彼も独逸学協会の会員であり、1882年の名簿には内務省四等属となっている。⁽¹⁵⁵⁾

この翻訳は、ブルンチュリの著作の戦争法（の一部）を抜粋し訳したものである。第一章（交戦法）と第二章（局外中立法）となっているが、第二章は一部しか翻訳されておらず、途中で終わっている。同翻訳のタイトルに「第一編」となっているので、その続きの翻訳が計画されていたようであるが、出版はされていない。また、「緒言」の後に、「独乙国将軍『モルトケ』侯ト博士『ブルンチュリー氏ノ万国公法陸戦論ニ係ル往復書簡』」というタイトルで、戦争法に対する二人の国際法観が表れた往復書簡が追加されている。⁽¹⁵⁶⁾

翻訳の目的については、ヘフターの翻訳には事情が書かれた序文がないため、不明である。ブルンチュリは翻訳の「緒言」で「独国ノ博士ブルンチュリー氏中正ヲ以テ称セラル所著万国交際法ナル者理ヲ説クコト切実ニシテ近時ノ良書ト称ス」と述べているが、それ以上の内容は書かれていない。しかし、上述の通り、この訳者たちは、すでにドイツ留学の時期から、ドイツの法律政治を日本に紹介しなければならぬという使命感を共有していたので、彼らにとってはドイツの国際法学を紹介することが翻訳の最大の目的ではないかと考えられる。

(b) 中村によるリストの翻訳

上述の独逸学協会の人脈とは違うもう一つの翻訳ルートがある。それは東京帝国大学法科大学の独法科（又は独逸部）である。元々は「英吉利部」と「仏蘭西部」の2部体制であったが、1887年に独逸部が追加され、翌年の1888年には第1部（英吉利法）、第2部（仏蘭西法）、第3部（独逸法）の3部体制となった。⁽¹⁵⁷⁾ 中村進午は、

(154) ブルンチュリについては次を参照。宮崎繁樹「ブルンチュリ」（国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』（三省堂・2005）所収）762-763頁。

(155) 森川（2000）・前掲注（145）26頁。

(156) 易平・前掲注（123）32頁。

この第3部（独逸部）の卒業生であり、千賀鶴太郎とともにドイツ国際法学の受容に決定的な役割を果たした。中村によるリストの翻訳は、以下のように2冊が出版されている。

- ①法学士中村進午解説『リスト氏国際公法』（東京：東京専門学校出版部・1900）：
- ②法学博士中村進午解説『早稲田小篇 国際公法』（東京：東京専門学校出版部・1902）

この2冊は、リストの著作を中村が翻訳し、1900年と1902年の2回にわたって東京専門学校出版部から出版したものである。但し、「翻訳」ではなく「解説」となっている。また、中村の肩書が、①の「法学士」から②の「法学博士」に変わっている。

まず、著者のリストは、28歳の若さでギーセン大学の正教授になり、その後マールブルク大学（1882）、ハレ大学（1889）、ベルリン大学（1899）の教授となった。リストの学問的業績は主として刑法学・刑事学の分野であったが、ハレ大学の在職中には国際法にも研究の分野を広げ、彼の主著（表4-12）を執筆した。この著作は比較的小冊であったものの、その後版を重ねながら内容を補完し、ドイツの代表的な国際法の教科書となった。この著作は、日本語を含めて、様々な外国語に翻訳された。⁽¹⁵⁸⁾

訳者の中村は、第一世代「専攻国際法学者」の一人である。彼は東京帝国大学法科大学（独法科）を卒業し、大学院に進学した。最初の専攻は国法学であったが、後に国際法専攻に転じた。学習院教授に任官するが、直ちに独英に3カ年留学し、主としてハイデルベルクで勉強した。帰国後は、東京専門学校、東京高等商業学校などで国際法を教授した。上述の通り、中村は「大陸系国際法」の移入に大きく貢献したといわれている。⁽¹⁵⁹⁾

中村は「序文」で、ドイツ学者の特徴とリストの評価について以下のように述べている。

(157) 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史 上冊』（東京帝国大学・1932）1120頁。

(158) リストについては次を参照。宮崎繁樹「リスト」（国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』（三省堂・2005）所収）873-874頁。

(159) 中村進午については次を参照。大平善梧「中村進午」（国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』（三省堂・2005）所収）670-671頁。

「国際法を説くに其配列を整へ理論を正ふするは独逸学者の最も得意とする所なり
近時独逸に在って国際法の『システム』に重きを置き之れが討究に鋭意熱心する者
先づ指をリスト、イエリネック、ハイルポルンの三氏に属すリスト氏が刑法学者と
して名声を轟かせるは万人の均しく知る所然り而して氏が国際法の学間に貢献せる
所極めて大なるは我国の人之を知る者甚だ稀なり」

続いて、中村はリストの研究方法について以下のように述べている。

「予が氏の著書に敬服したるは其政治的臭味を脱して厳正法律的の域に達せるの点に
在り世の国際法を論ずる者動もすれば社会と国家とを分たず道義と法理とを混淆し
人をして国際法の本体を捕捉するに由なからしむるもの比々として然り独り氏の著
書に至っては即ち然らず人をして巧に両者を分ち妙へに国際法の法味を解せしむ」

中村は、リストの「システム思考」、そしてリストの（オッペンハイムのいう）「真
の法実証主義」の研究方法に魅了されていたようである。日本の国際法学の発展の
ために、リストの真の実証主義国際法学を紹介することが中村の翻訳の目的であつ
たと言えよう。⁽¹⁶⁰⁾

（２）その他の翻訳

その他に、以下の２冊が翻訳された。両方とも著者はドイツ人であるが、１冊
は仏語（原著）の英語版が、もう１冊はドイツ語（原著）の仏語版が各々の翻訳
の底本である。

①巴倫馬兒顛原撰、福地源一郎訳訂『外国交際公法 卷上・卷下』（東京：福地源
一郎・1869）⁽¹⁶¹⁾

(160) リストの著作は次の「新刊書目」にも紹介されている。（国際法雑誌 1 - 6・1902）15-17頁。

(161) 表紙には「無鳥郷藏版」と書かれているが、発行者は福地である。この「無鳥郷」は出版社
ではなく、福地が江戸で創刊した「江湖新聞」に押されている「無鳥郷雜報局」の朱印のこと
である。瀧川修吾「『江湖（ごうこ）新聞』と福地櫻痴」（日本橋学館大学紀要11・2012）130頁。

まず、巴侖馬兒顛は、巴侖（Baron）・馬兒顛（Martens）のことである。著者のマルテンス（C. von Martens又はK. von Martens）は、G. F.マルテンス（G. F. von Martens）の甥である。彼は長く軍人として活躍しながら、国際法の著作をも執筆している。特に、1832年に仏語で執筆したこの著作は何度も改訂・翻訳された。⁽¹⁶²⁾「緒言」によれば、「千八百六十四年独乙ノ博士バロンリチャルトマルテンスノ原撰ニ係ル英国ノ学士ホッドソン之ヲ英文ニ訳シ千八百六十七年倫敦ニ刊行セシモノ」という。すなわち、底本は、マルテンスの1864年版（仏語版）を「ホッドソン」という人物が「英訳」した1867年版である。この「ホッドソン」は、国立国会図書館の書誌情報によれば「Hoddoson」である。⁽¹⁶³⁾しかし、この「ホッドソン」という人物の著作の英語版は、調査したものの見当たらない。⁽¹⁶⁴⁾

訳者の福地源一郎は、近代日本の著名な言論人・作家・政治家である。福地は、明治維新前の「安政六年（一八五九）以後、ホイートンやフィリモアの蘭訳を辞引をひきながらかじり読みして」おり、実際にフランスに渡航し、「二、三の国際法学者と会い、教えを乞うた」⁽¹⁶⁵⁾という。しかし、福地が「法律のことを何も知らぬことにおどろき、講義も説明もできないのにこまってしまった。（中略）外交用語はフランス語であるから、まずフランス語のけいこをなすべし」という理由で断られたようである。⁽¹⁶⁶⁾しかし、福地はその後も国際法に興味を持ち続け、この著作を翻訳したのである。

「緒言」によれば、福地は、杉浦愛蔵や箕作麟祥などが作成したフランス語版の訳稿をも参照しながら翻訳を完成した。福地は、「国家維新ノ際ニ臨ミ交際ノ事ハ急務ノ一端ナリ」と述べており、明治政府が「交際ノ事」、すなわち「外交」を円滑に進

(162) 同翻訳に関しては次を参照。宮永・前掲注（2）415-419頁；大平・前掲注（2）40-41頁；韓・前掲注（2）731-732頁；傅徳元「点校者前言」（何勳華主編『星軺指掌』（中国政法大学出版社・2006）1-43頁。

(163) 『外国交際公法』（<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000000448366>）（最終検索日：2025-03-03）。

(164) 宮永も「福地がホットソンの英訳本からこれを重訳したものである。『緒言』によると、原本は一八六七年にロンドンで刊行されたものというが、いろいろ捜してみたが見当たらない。」という。宮永・前掲注（2）419頁。

(165) 但し、宮永が引用した「懷往事談」では、「国際法学者」ではなく、「国法学者」となっている。福地源一郎「懷往事談」（同『幕末維新史料叢書 8：懷往事談 幕末政治家』（東京：人物往来社・1910）所収）102頁。

(166) 宮永・前掲注（2）421-422頁。

めるために国際法の知識を提供することが翻訳の目的であったと考えられる。

②海軍大学校講師・文学士有賀長雄閲、海軍少佐伊藤乙次郎訳『白列留斯國際海事公法 全』（東京：海軍大学校・1899）

ペレルス（白列留斯、F. Perels）はドイツの著名な海戦法専門家であり、原著は上記のオルトランの著作と比較されるほど優れた著作である。⁽¹⁶⁷⁾ ドイツ語原著は1882年⁽¹⁶⁸⁾版であるが、伊藤が翻訳したものはベルギー学者アラン（L. Arendt）の仏訳版⁽¹⁶⁹⁾（1884）である。

訳者の伊藤は海軍少佐であり、校閲者は海軍大学校講師の有賀長雄である。1897年以降、海軍大学校は戦術に関する「戦術戦略」系科目だけでなく、「軍政ノ組織並ニ国際公法・海上公法」などの「軍務軍政」系科目をも講習させるための改革を進めていた。海軍兵学校「首席」の伊藤は、選科学生として海軍大学校に入学し、東京帝国大学で国際法講義（寺尾亨）を聴講した。その後、伊藤が「著作審査」のため海軍大学校に提出した『國際海事公法ノ訳述』を出版したのがこの翻訳である。⁽¹⁷⁰⁾

表紙の次にある海軍大学校校長の柴山矢八の文章に、この訳書は「一般将校ノ坐右ノ参考ニ資シテ頗ル有益ナルヲ認メ之ヲ副屬ニ附セシム」と書かれており、上述の海軍大学校の改革や伊藤の研究背景から、翻訳の主な目的は海軍将校が参考できるようにするためであると考えられる。

4. ドイツのまとめ

ドイツの著作については、英米のものと比べると、翻訳数は少ない。しかし、ド

(167) 例えば、次を参照。Papanicolopulu, *supra* note 118, pp. 167-169.

(168) F. Perels, *Das International Öffentliche Seerecht der Gegenwart* (Berlin: Ernst Siegfried Mittler und Sohn, 1882).

(169) F. Perels, *Manuel de Droit Maritime International*, traduit de l'allemand et augmenté de quelques documents nouveaux par L. Arendt (Paris: Librairie Guillaumin et C^{ie}, 1884).

(170) 当時、外波内蔵吉という人も伊藤とはほぼ同じ過程に進み、『軍艦用国際法案内』という著作を提出したが、出版はされなかったようである。また、「木村は選科学生在籍中に国際法を研究しており、「入学者八名中、四名の帝大派遣は、国際法などといった法律系科目聴講のため」といわれる。この部分については次を参照。山口昌也「日清・日露戦間期における『海軍大学の父』坂本俊篤の教育改革」（國學院雑誌122-3・2021）17-33頁。また、伊藤を含めて、「選科学生」については次を参照。高橋秀典「海軍大学校選科学生の概要」（海軍史研究5・2000）1-20頁。

イツの場合、時間的に偏りがなく全期間にわたって翻訳されており、ヘフター、ブルンチュリ、リストという最も著名な学者の著作が翻訳された。訳者も、独逸学協会のメンバーと中村進午（東京帝国大学・独法科）という、真の意味でのドイツ専門家たちであった。また、彼らの共通の翻訳目的は、英米仏の過大な影響を抑えるために、優れたドイツ社会科学（国際法学）を紹介することであった。

（五）イタリアの著作

1. 近代イタリアにおける国際法の研究動向⁽¹⁷¹⁾

イタリアは近代主権国家体制の発祥地である。しかし、イタリアが実際に統一し主権国家となる道は難航を極めた。「リソルジメント」(*Risorgimento*)、すなわち「イタリア統一運動」が終わり、統一が完成したのは1861年のことである。イタリアにおける国際法の研究は、このリソルジメントの前後から本格的に始まるが、その研究はリソルジメントの影響を強く受けざるを得なかった。

この時期に国際法研究の中心となったのは、トリノ大学のマンチーニ（Mancini）であった。マンチーニが同大学で行った1851年の開講記念講演（*Della nazionalità come fondamento del diritto delle genti*、『国際法の基礎としての民族主義』）は、その後いわゆる「イタリア学派」と呼ばれる学派の原点である。マンチーニの国際法観の核心は、*conscienza della nazionalità*、すなわち、「民族意識」または「国民意識」というものである。人々が一つの「民族」になるためには、領土、人種、言語、歴史、慣習、法律、宗教などを共有するだけでは足りず、必ず一つの民族としての「民族意識」が共有されなければならない。また、国際法の主体は「国家」ではなく「民族」であり、一つの国家は一つの民族から構成される、とマンチーニは

(171) イタリアについては次を参照。A. Pierantoni, *Storia degli Studi del Diritto Internazionale in Italia* (Modena: Tipi Di Carlo Vincenzi, 1869); E. Catellani, *Les Maîtres de l'École Italienne du Droit International au XIX^e Siècle* (Paris: Librairie du Recueil Sirey, 1934); A. P. Sereni, *The Italian Conception of International Law* (New York: Columbia University Press, 1943); A. Giannini, "Il diritto internazionale in Italia (1851-1948)", *Rivista di Studi Politici Internazionali*, Vol. 15, No. 3/4 (1948), pp. 377-405; F. Messineo, "Is there an Italian Conception of International Law?", *Cambridge Journal of International and Comparative Law*, Vol. 2, No. 4 (2013), pp. 879-905; G. Bartolini ed., *A History of International Law in Italy* (Oxford University Press, 2020); C. Focarelli, "The Concept of International Law: The Italian Perspective", in P. Hilpold ed., *supra* note 53, pp. 97-136.

主張した。この主張は、当時のリソルジメントを政治的にも法律的にも支えるものであった。国内外からの批判にも拘らず、マンチャーニの主張は多大な支持を収め、徐々に一つの学派を形成していく。マンチャーニは個人的にも有名になり、*RDILC*の刊行や国際法学会の創設にも関わり、1874年には同学会の所長となった。また、1870年には、新設されたローマ大学に就任した。但し、残念ながら、マンチャーニは国際法の体系書を残していない。

この時期に活躍した学者の中には、マンチャーニと異なる意見を持つ学者もいた。その代表的な学者がジェノヴァ大学のカサノバである。彼は、国家と民族を同一視するマンチャーニの国際法観とは一定の距離を置いた。彼も体系書は残していないが、彼の没後、彼の講義を集め編纂した著作が出版された。この著作(表5-1)は、イタリア統一から19世紀後半までの長い間読まれ続けた。⁽¹⁷²⁾マンチャーニもカサノバも自然法的要素が強いといわれている。⁽¹⁷³⁾

マンチャーニを引き継いでイタリア学派をリードしたのはピエラントーニであった。マンチャーニの義理の息子であるピエラントーニは、トリノ大学のマンチャーニの後任者でもあり、マンチャーニとともに国際法学会の創立者11人のうちの一人としてその創立に参加した学者である。ピエラントーニはその後自分の体系書(表5-7)を執筆しながら、イタリア学派を牽引し続ける。⁽¹⁷⁴⁾

しかし、イタリア学派は、リソルジメントが完了しイタリアが統一国家として安定していくにつれ、徐々にその勢いを失った。そして19世紀の後半になると、新しい世代からの批判は日々強くなっていった。その新しい世代の代表的な学者がフィオレである。フィオレ(ピサ大学)は、最初はマンチャーニの国際法観を受け入れていたものの、後にそれを放棄した。

フィオレが本格的に活躍したのはイタリアの統一以降である。それまで、国際法

(172) E. Greppi, "The *Risorgimento* and the 'Birth' of International Law in Italy", in Bartolini ed., *ibid.*, pp. 94-96; E. Mura, "The Construction of the International Law Discipline in Italy between the Mancinian and Positive Schools", in Bartolini ed., *ibid.*, p. 113.

(173) Greppi, *ibid.*, pp. 87, 95.

(174) マンチャーニとピエラントーニについては次を参照。E. F. Malaspina, "«Toil of the noble world»: Pasquale Stanislao Mancini, Augusto Pierantoni and the international legal discourse of the 19th century Italy", *Histoire du Droit International* (OpenEdition Journals), Vol. 18 (2020), pp. 1-23.

が教えられたのはマンチーニが最初に所属していたトリノ大学とカサノバが所属していたジェノヴァ大学くらいであった。しかし、統一後の1861年から1867年の間、イタリアのほぼ全ての大学に国際法講座が設置されることになり、多くの若い学者が登場した。特に、1865後年から1867年の間、フィオレの著作（表5-2）をはじめ、A. F. Gola, C. Amari, G. Sandonàなど新しい世代の学者たちが国際法の概説書や体系書を執筆し始めた。⁽¹⁷⁵⁾ その後も A. del Bon, G. Pertile, F. P. Contuzzi, G. Grasso, M. S. Pintor, F. Laghi, L. Olivi などの若手学者たちが次々と国際法著作を執筆した。⁽¹⁷⁶⁾ オッペンハイムはこの中から、Amari（表5-3）、A. del Bon（表5-4）、Sandonà（表5-5）、Pertile（表5-6）を選定している。

一方、当時の他のヨーロッパ諸国においては、自然法主義・折衷主義から法実証主義に徐々に転換していくのが大体の流れであったが、イタリアの場合は、イタリア学派や法実証主義に加え、自然法主義、カトリック中心のアプローチ、理想的なアプローチなど、かなり多様な研究方法が共存していた。⁽¹⁷⁷⁾

以上のように、近代イタリアにおける国際法の研究は、19世紀半ばのマンチーニから本格的に始まり、19世紀後半のフィオレの時代を経て、20世紀前半に入るとアンツィロッティ（D. Anzilotti）が法実証主義の観点から国際法学を体系化する段階に進むのである。

2. オッペンハイム・リストにおけるイタリアの著作

オッペンハイムはイタリアから、アメリカと同様、7名を選定している。マンチーニには体系書がないので選定されなかったが、後継者たるピエラントーニ、そしてマンチーニと同時期に活躍していたカサノバの著作は選定されている。また、新しい世代のフィオレ、そしてフィオレと同時期に活躍していた Amari, A. del Bon, Sandonà, Pertile が選定されている。この7名の著作をまとめたのが以下の表（5）である。

(175) 彼らの著作については次を参照。Mura, *supra* note 172, p. 113.

(176) これらの学者以外にも、T. Mamiani, G. Lomonaco などが著作を刊行した。彼らの著作については次を参照。Ibid., pp. 114-115; G. Bartolini, "Italian Legal Scholarship of International Law in the Early Decades of the Twentieth Century", in Bartolini ed., *supra* note 171, pp. 128-133; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 123-126.

(177) Bartolini, *Ibid.*

表 (5) : イタリアの著者と著作⁽¹⁷⁸⁾

1	Luigi Casanova	Lezioni di diritto internazionale, published after the death of the author by Cabella, 1853; 3rd ed. by Brusa, 1876.
2	Pasquale Fiore	Trattato di diritto internazionale pubblico, 1865; 2nd ed. in 3 vols. 1879-1884; French translation by Antoine, 1885.
3	Giuseppe Carnazza-Amari	Trattato di diritto internazionale di pace, 2 vols. 1867-1875; French translation by Montanari-Pevest, 1881.
4	Antonio del Bon	Institutioni del diritto pubblico internazionale, 1868.
5	Giuseppe Sandona	Trattato di diritto internazionale moderno, 2 vols. 1870.
6	Gian Battista Pertille	Elementi di diritto internazionale, 2 vols. 1877.
7	Augusto Pierantoni	Trattato di diritto internazionale, vol. I. 1881. (No further volume has appeared.)

この中でオッペンハイムが記述しているのは、2 番のフィオレー人のみである。オッペンハイムは、フィオレは「確実に」イタリアの最も優れた学者であり、彼の著作は長い間参考されているとし、フィオレを「折衷主義者」(グロティアン)として位置付けている。⁽¹⁷⁹⁾

3. イタリアの著作の翻訳書とその他の翻訳

(1) イタリアの著作の翻訳書

この 7 冊の中で、日本で翻訳されたものは 1 冊もない。しかし、マンチーニの名声は、末岡精一や金子堅太郎などによりすでに日本に知られていた。⁽¹⁸⁰⁾ また、イタリア国際法学は、以下のような意外なルートを通じて日本に受容された。

(2) その他の翻訳

上述の通り、ローマの統合以降、マンチーニはトリノ大学からローマ大学に移っ

(178) Oppenheim, *supra* note 7, p. 89.

(179) *Ibid.*, p. 92.

(180) 森征一「パテルノストロと条約改正」(法学研究69-1・1996) 43-64頁。

た。同大学におけるマンチーニの国際法の講義には、我々がよく知っている学生が座っていた。それはお雇い外国人として来日するパテルノストロである。パテルノストロは、後述する彼の講義録の中で、マンチーニを「我師マンチニー」や「余ノ先師タルマンチニー」と呼んでいる。⁽¹⁸¹⁾

来日する前のパテルノストロは、イタリアの大学で憲法、国際法、条約史などを教えており、下院議員としても活動していた。彼は1889年に司法省のお雇い外国人法律顧問として来日し、1892年に帰国する。日本滞在の満3年間、彼は条約改正など日本の内外政策に大きな役割を果たした。特に、本稿と関連して最も重要なのは、彼が残した3冊の講義録である。⁽¹⁸²⁾但し、パテルノストロの帰国が1892年なので、これらの講義録の出版は、実際の講義から何年か後に出版されたものである。

一つは、1894年の講義録である。タイトルは『国際公法講義』であり、「和仏法律学校第1期講義録」となっている。しかし、目次を見ると、「国際公法条約論講義」（1-114頁）と「国際公法講義」（1-286頁）の二つの講義からなっている。おそらく別々行われた二つの講義をまとめて出版したと考えられる。⁽¹⁸³⁾以下では、二つを分けて紹介する。

①伊国法律大博士・本校講師パテルノストロー先生口述、仏国法律博士・本校講師本野一郎先生口訳、本校々友佐々木茂三郎君筆記『国際公法条約論講義』（東京：和仏法律学校・1894）

この講義の主な内容は、条約の「定義」、「必要条件」、「（直接・間接）担保」である。通訳は本野一郎となっているが、巻末の「安達峰一郎手記」によれば、「本講条約

(181) 同上、46頁。

(182) 柳原は、パテルノストロの講義録（安達通訳）は「8種類」があるとし、それらの書誌情報と所蔵図書館を特定している。但し、この「8種類」の講義録が、本稿で紹介している3冊の講義録とは異なる「別」の講義録なのかについては、今後さらなる精査が必要である。柳原・前掲注（100）52頁。また、条約改正に関する演説も出版された。伊国法律大博士パテルノストロ君講演、帝国法科大学安達峰一郎通訳『国際法及条約改正ニ係ルパテルノストロ氏演述』（東京：鹿野吾一郎・1891）。

(183) 森は、「パテルノストロのわが国での国際法の講義は、イタリアの大学での講義および研究をもとに、イタリアと日本に関連する事例をも散りばめながら、日本の学生に興味を湧くように工夫されている」という。森・前掲注（180）49頁。

ノ効果ノ部ヨリ後ハ余乏ヲ承ケテ本野君ニ代リテ之レガ通訳ノ任ニ当ルコトナレリ」という。従って、「条約ノ効果ノ部ヨリ後」の通訳は安達が担当している。

②伊国法学大博士・本校教授パテルノストロー先生講述、帝国法科大学特待生安達峰一郎君口訳、本校々友辻寅次郎君筆記『国際公法講義』（東京：和仏法律学校・1894）

この講義は全て安達が通訳している。「国際公法条約論講義」の情報と比べると、パテルノストロの肩書が講師から教授に変わっており、筆者も変わっている。巻末で安達は、「伊国赴任ノ期大ニ迫ル故ニ校閲ノ粗ナル所」があると断っているが、これは外務省に入省した安達がイタリアに赴任することになったためである。

本文には、マンチーニの国際法観の核心たる内容、すなわち、「民族主義」についてかなり長く説明されている。パテルノストロは、「民族主義」の歴史的意義は認めながらも、国際法の主体は民族でなければならないというマンチーニの国際法観は受け入れない。パテルノストロは、マンチーニの国際法観を克服しようとしていたフィオレなどの新世代学者たちの国際法観を共有していた。すなわち、パテルノストロの講義録は、マンチーニの国際法観（イタリア学派）だけでなく、その後の新しい国際法観をも一緒に紹介していたのである。

③伊国法律大博士パテルノストロー講述、法学士安達峰一郎通訳、明治法律学校々友中村藤之進筆記『国際公法講義 完』（東京：司法省指定私立明治法律学校講法会・1897）

もう一つは、1897年の講義録である。パテルノストロの肩書から「教授」・「先生」が消えており、安達も「特待生」から「法学士」に変わっている。また、筆者も変わっている。659頁の膨大な分量であり、「明治二十五年六月十四日終講」となっている。

安達は講義録の巻末に、パテルノストロの講義を「名家ノ講義」と呼び、「国際法ノ後來日本ニ発達スルヲ要スルヤ誠ニ師ノ意ノ如シ」、諸君とともに国際法学に従事することによって「日本国民ノ真地位真利福ヲ暢達」したいという決意を語っている。

また、同講義録もマンチーニの国際法観を長く説明しているが、「民族主義」と

いう語の代わりに「国民主義」という語を使っている。

パテルノストロの講義について、一又は以下のように評価している。

「とにかくこの一本は、講義筆記であり、体裁の整った著書ではないが、それまでに出た訳書や、簡単な解説書に比して、内容的には非常に充実したものであると思う。このような講義が、明治二十五年の当時に、こういう形で行なわれたことも驚きであるが、私は、この講義および講義録に、日本国際法学の黎明を告げる大きな証左としての意義を認めたいのである。」⁽¹⁸⁴⁾

また、パテルノストロの強い勧誘により、当時の日本人が国際法学会に興味を持ち、金子が准会員になることによって、国際法学会との繋がりが生まれた。⁽¹⁸⁵⁾これは、日本とヨーロッパ国際法学者とのネットワーク形成に決定的な貢献である。パテルノストロはまた「伊学協会」の設立にも貢献している。⁽¹⁸⁶⁾

パテルノストロは1892年帰国したが、その後も日本の学者たちはイタリア学者との交流を続けた。例えば、『国際法雑誌』は、ピエラントーニの著作を紹介しており、⁽¹⁸⁷⁾コルシー（A. Corsi）やカテラニー（E. Catellani）の論述の翻訳をも掲載している。⁽¹⁸⁸⁾

4. イタリアのまとめ

イタリアの著作は、一般書も専門書も、一冊も翻訳されていない。但し、パテルノストロの講義録によって、マンチーニを中心としたイタリア学派の国際法観と、その後のフィオレなどによるポスト・マンチーニの国際法学が受容されている。パテルノストロの講義録は「翻訳」ではないが、それに準ずる、またはそれより優れ

(184) 一又・前掲注（2）56頁。

(185) 森・前掲注（180）61-63頁。

(186) 森征一「明治政府お雇い法律顧問パテルノストロと伊学協会」（*Studi di Cultura Italo-Giapponese* 36・1998）25-31頁。

(187) 彼の著作（前掲注・171）の増補版（1902）である。（*国際法雑誌* 1-11・1902）62頁。

(188) 以太利ヒーズ大学国際法教授アレキサンドル、コルシー原著、法学士加福豊次君訳「国際法上積極的制裁の存在に就て（未完）」（*国際法雑誌* 1-7・1902）1-6頁；以洲カテラニー博士原著、法学士蜷川新君・法学士加福豊次君共訳「第二十世紀の始めに於ける国際法」（*国際法雑誌* 1-11・1902）35-42頁。

た価値を持っていると考えられる。

(六) スペイン・南米諸国の著作

1. 近代スペイン・南米諸国における国際法の研究動向

オッペンハイムは、スペインと南米諸国を一つのスペイン語圏として紹介している。しかし、スペインと南米諸国は各々事情が異なるので、以下では両者を分離して紹介したい。

まず、スペインの場合、⁽¹⁸⁹⁾16世紀にはビトリア（サラマンカ大学）を中心に国際法（自然法）の研究が行われたが、その勢いは長くは持たなかった。17～18世紀に入って国際法は自然法や公法などの一部として研究されたが、同研究に対するカルロス4世の抑圧政策のため、研究の活気を取り戻すことはできなかった。18世紀後半の代表的研究として評価されるメンドーサの⁽¹⁹⁰⁾著作からもわかるように、国際法は依然として自然法と一緒に議論されている。外交使節や海洋法などの専門分野の研究も稀にはみられたが、概説書・体系書の出版は、19世紀を待たなければならなかった。

19世紀の前半からは徐々に外国から輸入された著作がそのまま出版または翻訳されると同時に、スペインの国際条約も編纂され始めた。スペインにおける最初の体系書と言われるリケルメの著作（表6-3）が出版されたのは19世紀半ばである。リケルメは国務省のリーガル・アドバイザーであった。19世紀後半に入ると、専攻国際法学者が誕生する。その代表的な学者は「マドリード中央大学」（Universidad Central en Madrid）のダルマウ（Dalmau. 別称Marquis de Olivart）であった。ダルマウの著作（表6-6）は1887年に出版された。

(189) スペインについては次を参照。J. A. T. Ortiz de la Torre, “L'établissement de l'enseignement officiel en Espagne du droit international”, *Yearbook of the A.A.A.*, Vol. 40 (1970), pp. 122-130; Y. G. Chopo, “History of the Historiography of Spanish Textbooks and Treatises on International Law of the 19th Century”, *Spanish Yearbook of International Law*, Vol. 17 (2011-2012), pp. 1-22; Ignacio de la Rasilla del Moral, “El estudio del derecho internacional en el corto siglo XIX español”, *Rechtsgeschichte*, Rg 21 (2013), pp. 48-65（英語版は、*Idem*, “The Study of International Law in the Spanish Short Nineteenth Century (1808-1898)”, *Chicago-Kent Journal of International Law & Comparative Law*, Vol. 13, No. 2 (2013), pp. 121-149); *Idem*, *In the Shadow of Vitoria: A History of International Law in Spain (1770-1953)* (Brill Nijhoff, 2018).

(190) J. Marín y Mendoza, *Historia del Derecho Natural y de Gentes* (1776), reprinted by Carlos III University of Madrid (Universidad Carlos III de Madrid, 2015).

1883年以前までは、国際法の講義はもっぱらマドリッド中央大学においてなされた。しかし、1883年9月2日の「Royal Order」によって、国際法の講義は他の7つの大学（バルセロナ、オビエド、サンティアゴ・デ・コンポステーラ、セビリア、バレンシア、バリャドリッド、サラゴサ）でも開講された。⁽¹⁹¹⁾ チョポはここにもう一校（グラナダ）を追加している。⁽¹⁹²⁾

これらの大学を中心に本格的な国際法研究が行われ、上記のリケルメの著作が執筆された1849年から1905年までにスペインで著作を執筆した者（ダルマウを除いて）は以下の通りである：P. Sabau y Larroya, P. L. Sánchez, R. M. de Labra, C. del Arenal, R. Conde y Luque, M. T. Campos, L. G. Acosta, J. de Dios Trías y Giró, R. S. Covisa, J. F. Prida, A. Sela y Sampil, Á. Romanos。⁽¹⁹³⁾ この中から、⁽¹⁹⁴⁾ オッペンハイムはリケルメ、ダルマウ、アコスタ（表6-7）の3名を選定している。

一方、南米諸国の場合、⁽¹⁹⁵⁾ 各国が独立した19世紀前半からすぐに国際法の研究が行われ始めた。南米には10以上の国家があるので、スペインと同様に説明することは難しい。これらの国家の国際法研究は様々に説明しうだろうが、本稿では以下の3点を指摘したい。

第一に、国際法研究に対する南米諸国の態度は、スペインと比べると、かなり積極的であった。それは、国際法の知識を借りて、生まれたばかりの自国の独立と主権を守ろうとする意識が強かったからだと考えられる。南米で国際法講座担当が誕生したのは1827年であり、ボゴタ中央大学（Universidad Central de Bogotá）において

(191) Ignacio de la Rasilla del Moral (2013, English), *supra* note 189, p. 138.

(192) Chopo, *supra* note 189, p. 15.

(193) 2冊（1894, 1897）を執筆している。Ibid., p. 17.

(194) これらの学者以外にも、Esteban de Ferrater, Manuel J. Mozoなどが著作を刊行した。彼らの著作については次を参照。Ignacio de la Rasilla del Moral (2013, English), *supra* note 189, pp. 132-149; Chopo, *supra* note 189, pp. 10-19; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 126-129.

(195) 南米諸国については次を参照。H. B. Jacobini, *A Study of the Philosophy of International Law as seen in Works of Latin American Writers* (Martinus Nijhoff, 1954); B. A. Duarte, "Andrés Bello: Padre del Derecho Internacional Latinoamericano", *Temas Socio-Jurídicos*, Vol. 23, No. 49 (2005), pp. 29-40; L. Obregón, "Regionalism Constructed: A Short History of 'Latin American International Law'", *ESIL Conference Paper Series*, Vol. 2, No. 1 (2012), pp. 1-14; A. B. Lorca, *Mestizo International Law: A Global Intellectual History 1842-1933* (Cambridge University Press, 2014); 中井愛子『国際法の誕生：ヨーロッパ国際法からの転換』（京都大学学術出版会・2020）。

であった。その担当教授はIgnacio de Herrera Vergaraであるといわれる。これはスペインや他の欧米諸国よりも早いものであった。⁽¹⁹⁶⁾ また、International Lawを意味する *Derecho Internacional* という語も、スペインではなく、南米からまず使われ始めた。⁽¹⁹⁷⁾

第二に、19世紀から20世紀前半まで南米諸国で活躍した国際法学者の中で、最も高く評価されるのはベジョ (A. Bello)、カルボ (C. Calvo)、アルバレス (A. O. Alvarez) の3名である。彼らは3名とも外交官として大いに活躍しただけでなく、ヨーロッパの国際法学界にも積極的に参加していた。特に、彼らが執筆した著作は、南米諸国の国際法研究に非常に重要な役割を果たした。例えば、オブレゴンは、この3名の役割について、ベジョは「19世紀初期」に南米国際法の「基盤」を固め、カルボは「19世紀後半」に国際法の「専門化」を果たし、アルバレスは「20世紀前半」に国際法の「近代化」を成し遂げたと評価している。⁽¹⁹⁸⁾

第三に、19世紀から20世紀前半までの南米国際法学者の著作を調査したジャコビニ (H. B. Jacobini)⁽¹⁹⁹⁾ の研究は、本稿と関連して豊富な情報を提供する。ジャコビニも、オッペンハイムと同様、学者たちを「法実証主義者」、「自然法主義者」、「折衷主義者」(eclectics) に分けている。但し、ジャコビニは、オッペンハイムのような「自然法をある程度認める法実証主義者」と「真の法実証主義者」の区別をしない。従って、ジャコビニのいう「法実証主義者」の中には、オッペンハイムの基準からすると「自然法をある程度認める法実証主義者」に当たる学者も含まれている。⁽²⁰⁰⁾ 以下はジャコビニの分類を筆者がまとめたものである。

Positivists	Andrés Bello , D. Ramon Ferreira, Carlos Calvo , Rafael Ferdando Seijas, José H. Ramirez, Angel Tremosa y Nadal, G. Bourdon-Viane
Eclectics	Antonio de Vasconcellos Menzes de Drummond, Manuel María Madiedo, Manuel A. Fuentes, Frederico Diez de Medina, Amancio Alcorta , Oscar Rodríguez Saráchaga, Miguel Cruchaga Tocornal

(196) Ignacio de la Rasilla del Moral (2013, English), *supra* note 189, pp. 127-128.

(197) *Ibid.*, p. 127: Chopo, *supra* note 189, p. 9.

(198) Obregón, *supra* note 195.

(199) Jacobini, *supra* note 195.

(200) 但し、「折衷主義者」のクルチャガ (Cruchaga) は20世紀初期の学者として分類されている。*Ibid.*, pp. 98-100. また、これらの学者以外にも、José Flores y Flores, Lafayette Rodrigues Pereira などが著作を刊行した。Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 129-132.

Naturalists	José María de Pando , Gregorio Perez Gomar, José Silva Santisteban, Augustin Aspiazu, Antonio Saénz
-------------	--

この中から、オッペンハイムはベジョ（表6-1）、パンド（表6-2）、カルボ（表6-4）、アルコルタ（表6-5）、クルチャガ（表6-8）の5名（濃色）を選定している。アルバレスの主な活動時期は1905年以降なので、オッペンハイム・リストには含まれていない。

2. オッペンハイム・リストにおけるスペイン・南米諸国の著作

以上のスペインと南米の学者から、オッペンハイムは8名を選定している。この数字は、イギリスの16名とドイツの12名に次いで3番目に大きい数字である。但し、これはスペインと南米諸国を合わせた数字であり、二つを分けると、実際にはスペインから3名（リケルメ、ダルマウ、アコスタ）、南米から5名（ベジョ、パンド、カルボ、アルコルタ、クルチャガ）である。この8名の著作をまとめたのが以下の表（6）である。

表（6）：スペイン・南米（Spanish-America）の著者と著作⁽²⁰¹⁾

1	Andrés Bello	Principios de derecho de gentes (internacional) 1832, last ed. in 2 vols. by Silva, 1883.
2	José Maria de Pando	Elementos del derecho internacional, published after the death of the author, 1843-1844.
3	Antonio Riquelme	Elementos de derecho público internacional etc.; 2 vols. 1849.
4	Carlos Calvo	Le Droit International etc. (first edition in Spanish, following editions in French), 1868; 5th ed. in 6 vols. 1896.
5	Amancio Alcorta	Curso de derecho internacional público, vol. I. 1886; French translation by Lehr, 1887.
6	Marquis de Olivart	Trattato y notas de derecho internacional público, 2 vols. 1887; 4th ed. 1903.

(201) Oppenheim, *supra* note 7, pp. 89-90.

7	Luis Gesteso y Acosta	Curso de derecho internacional público, 1894.
8	Miguel Cruchaga	Nociones de derecho internacional, 1899; 2nd ed. 1902.

この中でオッペンハイムが記述しているのは、4番のカルボ一人のみである。オッペンハイムはカルボの著作について、貴重な事実や意見を含めてはいるものの、「その法律的基礎があまり正確ではない」と述べている。一方、ジャコビニの研究は、上述の通り、ベジヨとカルボを「法実証主義者」、アルコルタとクルチャガを「折衷主義者」、そしてバンドを「自然法主義者」として分類している⁽²⁰³⁾。

3. スペイン・南米諸国の著作の翻訳書

この8冊のうち、日本で翻訳された著作は1冊もない。但し、『国際法雑誌』などには稀に南米関係の記事や論述が載せられた。例えば、1906年、カルボが亡くなると、高橋作衛が追悼文を寄稿している⁽²⁰⁴⁾。その後もドラゴ主義⁽²⁰⁵⁾やアメリカ国際法⁽²⁰⁶⁾に関する論説などが掲載された。

4. スペイン・南米諸国のまとめ

以上のように、スペインと南米諸国からなる「スペイン語圏」は、一般書も専門書も、1冊も翻訳されておらず、パテルノストロのような講義もなされていない。時々南米に関する記事や論説などが掲載されることはあったが、スペインと南米諸国の著作は翻訳の対象にはなれなかった。

(202) *Ibid.*, p. 92.

(203) Jacobini, *supra* note 195, pp. 44, 56, 58, 98.

(204) 高橋作衛「国際法大家カルボウ氏を弔す」(国際法雑誌 5・1・1906) 33-35頁。

(205) 立作太郎「ドラゴ主義と国際法」(国際法雑誌 5・8・1906) 1-6頁。

(206) 山田三良「亞米利加国際法に就て(上)」(国際法雑誌 8・2・1909) 81-87頁；同「亞米利加国際法に就て(完)」(国際法雑誌 8・4・1909) 290-299頁。

（七）デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーの著作

1. 近代デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーにおける国際法の研究動向

オッペンハイムは、その他の諸国から、デンマーク、ロシア、オランダ、スイス、ベルギーの5カ国を選定し、一つのグループとして扱っている。いずれも中小国家、または国際政治において「中心」ではなく「周辺」に位置していた国家である。

まず、デンマークは北欧の1国である。北欧には、デンマーク以外にも、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドなどもあるが、オッペンハイムはデンマークのみ取り上げている。⁽²⁰⁷⁾ デンマークの場合、1928年まではコペンハーゲン大学（1479年設立）が唯一の大学であった。従って、国際法の研究も当然コペンハーゲン大学を中心に行われた。近代初期はドイツ人教員が多かったのでドイツの学問的影響が強かったが、次第にデンマーク人が中心となっていく。⁽²⁰⁸⁾ マツンの著作（表7-5）には、参考文献としてC. U. D. de Eggers, C. Krogh, J. S. A. Kolderup-Rosenvinge, H. Christensen, F. C. Bornemannの5冊の著作が紹介されている。おそらくこれらの6冊（マツンの著作とこの5冊）が、19世紀のデンマーク語圏を代表する著作ではないかと考えられる。この中から、オッペンハイムはボーネマン（表7-1）とマツンの2名を選定している。二人ともコペンハーゲン大学出身であり、同大学の学長を務めた。二人の著作のタイトルは同じ（『実証主義国際法講義』）である。⁽²⁰⁹⁾

ロシアの場合、初期の国際法研究の中心は、ピョートル1世の近代化構想の中心

(207) デンマークについては次を参照。A. Kjeldgaard-Pedersen ed., *Nordic Approaches to International Law* (Brill Nijhoff, 2018); Jakob v. H. Holtermann, A. Kjeldgaard-Pedersen, "International Law from a Nordic Perspective", in P. Hilpold ed., *supra* note 53, pp. 245-259.

(208) 北欧の他の諸国においても国際法研究は行われていた。Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, p. 135. また、フィンランドについては次を参照。M. Koskeniemi, "Diplomats, Professors, and Then Some: Notes for a History of International Law in 20th Century Finland", *Nordic Journal of International Law*, Vol. 85 (2016), pp. 322-333.

(209) この部分については次を参照。P. Andersen, "Elegant Jurisprudence in Seventeenth Century Denmark. Cross-Border-Influences on the Authorship of Scavenius, Resen and Bornemann", *Histoires des Cultures Juridiques* (OpenEdition Journals), Vol. 2 (2009), pp. 1-12.

(210) マツンの著作（表7-5）30頁。また、デンマークにおける17世紀-18世紀の国際法研究と著作、特にC. Kroghの著作については次を参照。T. I. Rørvik, "The Law of Nations at the Naval Academy in Copenhagen around 1800: the Lectures of Christian Krogh", in S. Zurbuchen ed., *The Law of Nations and Natural Law 1625-1800* (Brill, 2019), pp. 60-88.

(211) ロシアについては次を参照。V. E. Grabar, *The History of International Law in Russia*,

となったサンクトペテルブルクに所在するサンクトペテルブルク大学（1724年に前身の帝国科学アカデミー設立）と、その後設立されたモスクワ大学（1755年設立）であった。⁽²¹²⁾ ロシアにおいても、デンマークと同様、近代初期にはドイツ人教員が多かった。⁽²¹³⁾ しかし、19世紀になると、ロシア人の学者が増え、彼らによってカザン、ハルキウ、ユーリエフ、キーウ、オデッサ、トムスクなどに新設された大学で国際法が教えられた。⁽²¹⁴⁾ ロシア人による最初の国際法研究としては、一般的に18世紀のシャフィーロフ（P. P. Shafirov）によるスウェデン戦争に関する著作があげられる。⁽²¹⁵⁾ 19世紀半ばには、T. F. Stepanov, V. D. Spasovich, N. A. Bezobrazov, M. N. Kapustin, L. N. Demis, D. I. Kachenovskiiによる国際法関連の著作が出版された。しかし、本格的な概説書・体系書が執筆されるのは1860年代以降のことである。例えば、上記のM. N. KapustinとD. I. Kachenovskiiを含めて、I. I. Ivanovskii, A. N. Stoianov, F. F. Martens, N. M. Korkunov, O. O. Eikhel'man, V. P. Danevskii, L. A. Kamarovskii, V. A. Ulianitskii, E. K. Simson, P. E. Kazanskiiなどの著作が出版された。⁽²¹⁶⁾ この中でマルテンス（F. F. Martens）は、「ロシアにおけるヨーロッパ学派の創立者」⁽²¹⁷⁾といわれており、彼の主著（7-2）も高く評価されている。⁽²¹⁸⁾ オッペンハイムは、ロシアから一人のみ

1647-1917: A Bio-Bibliographical Study, translated and edited, with an Introduction and Bibliographies by W. E. Butler (Clarendon Press, 1990): L. Mälksoo, "The History of International Legal Theory in Russia: Civilizational Dialogue with Europe", *The European Journal of International Law*, Vol. 19, No. 1 (2008) pp. 211-232; B. Krivokapić, "The Roots and Formation of the Russian Science of International Law", *Megatrend Review*, Vol. 10, No. 1 (2013), pp. 363-386; L. Mälksoo, *Russian Approaches to International Law* (Oxford University Press, 2015); W. E. Butler, V. S. Ivanenko, "On the History of Teaching International Law at St. Petersburg University", *Jus Gentium*, Vol. 2, No. 2 (2017), pp. 523-554. この中でも特にグラバリー（Grabar）の著作は、（歴史・外務省・教育機関・著者・著作・翻訳・雑誌などを網羅する）ロシア国際法史に関する非常に膨大な情報を提供してくれる。

(212) Butler & Ivanenko, *ibid.*, p. 541; Grabar, *ibid.*, pp. 368-442.

(213) Butler & Ivanenko, *ibid.*, pp. 529-540.

(214) Grabar, *supra* note 211, pp. 368-442; Krivokapić, *supra* note 211, p. 372.

(215) Mälksoo (2008), *supra* note 211, p. 214; Krivokapić, *ibid.*, p. 370. 但し、グラバリーによれば、シャフィーロフの著作の以前にも様々な形の国際法関連の資料が刊行されていた。Grabar, *supra* note 211, pp. 33-76.

(216) これらの学者以外にも、V. Richter, I. Nikolaiev, I. Rogalevichなどが著作を刊行した。彼らの著作については次を参照。Grabar, *supra* note 211; Krivokapić, *supra* note 211; Mälksoo (2015), *supra* note 211; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, pp. 133-135.

(217) Mälksoo (2015), *supra* note 211, p. 42.

(218) *Ibid.*: Grabar, *supra* note 211, pp. 381-388; Krivokapić, *supra* note 211, p. 375. 天野尚樹「近代ロシア思想における『外来』と『内発』—F・F・マルテンスの国際法思想」（スラヴ研究50・

選定しているが、それがマルテンスである。

グロティウスの祖国であるオランダの場合、長い歴史を持つライデン大学、フローニンゲン大学、ユトレヒト大学に加えて、19世紀後半に新設されたアムステルダム市立大学とアムステルダム自由大学の5つの大学があった。その中でも、19世紀の国際法研究の中心となったのはライデン大学とユトレヒト大学であった。⁽²¹⁹⁾しかし、研究はあまり積極的には行われず、出版された著作もかなり限られている。いま確認できるのは、G. de Wal, H. Cock, J. H. Ferguson, C. van Vollenhovenの著作くらいである。⁽²²⁰⁾しかも、G. de Walの著作は彼の没後に出版された「論文集」である。Cockの著作も（元々は出版予定もなかった）自然法・国法・国際法を同時に取り上げたものである。当時の国際法研究の中心的な学者は、ライデン大学教授のフォレンホーフフェンであった。彼の著作は、博士論文（*Omtrek en inhoud van het internationale recht*, 『国際法の範囲と内容』）を出版したものである。これは主に国際法の枠組みに関するものであり、各主題の具体的な内容は含まれていない。一方、この中で唯一本稿の対象著作と言えるのはファーガソンの著作である。ファーガソンはオランダ王国「本土」ではなく、その構成国のキュラソー（Curaçao）出身である。彼は海軍将校と外交官を歴任したが、特に総領事としての中国滞在が長い。彼の著作（表7-3）も中国で執筆されたものであり、オランダ語ではなく、英語で書かれている。⁽²²¹⁾オッペンハイムがオランダから選定したのは、このファーガソン一人である。⁽²²²⁾

2003）203-227頁。

(219) オランダについては次を参照。A. M. Stuyt, “The Science of Public International Law in the First Century of the Kingdom of the Netherlands, 1814-1914”, in H. F. van Panhuys et al., *International Law in the Netherlands*, Vol. 1 (Sijthoff & Noordhoff – Alphen Aan Den Rijn – Oceana Publications Inc. Dobbs Ferry, N.Y., 1978), pp. 167-212; J. Wouters, N. Pineau, “Exploring Belgian and Dutch ‘Traditions’ in International Law”, in P. Hilpold ed., *supra* note 53, pp. 217-244; Henri de Waele, “A New League of Extraordinary Gentlemen? The Professionalization of International Law Scholarship in the Netherlands, 1919-1940”, *The European Journal of International Law*, Vol. 31, No. 3 (2020), pp. 1005-1024. 次の論文も重要であるが、筆者はまだ未見である。W. J. M. van Eysinga, “Geschiedenis van de Nederlandsche wetenschap van het volkenrecht”, in P. Scholten et al., *Geschiedenis der Nederlandsche Rechtswetenschap* (N. v. Noord-Hoollandsche Uitgeversmij, 1950), Deel 3, Afl. 1, pp. 1-38.

(220) Henri de Waele, *ibid.*, pp. 1009-1011.

(221) 彼らの著作については次を参照。Stuyt, *supra* note 219, pp. 171-185; Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, p. 122.

(222) ファーガソンについては次を参照。Stuyt, *ibid.*, pp. 175-178; P. H. Bruns, “Een Antilliaans jurist van de wereld: Het werk van diplomaat, bestuurder en jurist J. H. Ferguson (1826-

次に、スイスの場合、⁽²²³⁾領土も小さく統一も遅れていたため、研究者の求職が非常に難しいという事情があった。それ故、国際法研究者も海外で仕事を求めるケースが多かった。例えば、ヴァッテルがそうであり、ドイツ人として知られているブルンチュリも実はそうである。オッペンハイムがスイスから選定したリヴィエもそのような部類の学者である。リヴィエは、1867年まではベルン大学で教鞭を取っていたが、その後ベルギーのブリュッセル大学（*Université Libre de Bruxelles*）に移った。⁽²²⁴⁾オッペンハイムは、上述の通り、リヴィエだけ例外的に2冊の著作（表7-4）を紹介している。

ベルギーも領土は大きくないが、周知の通り、国際法分野では多大な貢献をしていた。例えば、上記の*RDILC*の刊行、国際法学会及び国際法協会の創設などがその確実な証拠である。⁽²²⁵⁾国際法の研究もかなり早い時期から行われており、19世紀には、例えば、E. R. N. Arntz, G. Rolin-Jaequemyns, E. de Laveleye, E. Descamps, E. Nysなどが活躍していた。⁽²²⁶⁾この中で、オッペンハイムはネイス（表7-6）を選定している。ネイスは、オッペンハイムも述べている通り、「国際法学史の研究で大きな名声を収めたベルギー人」⁽²²⁷⁾である。⁽²²⁸⁾

オッペンハイムが選定したスイスのリヴィエとベルギーのネイスは、実は非常に密接な関係があった。なぜならば、リヴィエがブリュッセル大学を退職した際に、それを引き継いだのがネイスだからである。ブリュッセル大学の彼らは、M. Bourquinなども入れて、一つの学派として「Ecole de Bruxelles」とも呼ばれていた

1908)”, *Caribisch Juristenblad*, Vol. 2, No. 3 (2012), pp. 137-141.

(223) スイスについては次を参照。A. R. Ziegler, “Die Entwicklung der Völkerrechtslehre und-wissenschaft in der Schweiz – eine Übersicht”, *Swiss Review of International and European Law*, Vol. 26, No. 1 (2016), pp. 1-32; *Idem*, “The Role of Learned Societies in the Development of International and European Law in Switzerland”, *Swiss Review of International and European Law*, Vol. 32, No. 1 (2022), pp. 3-22.

(224) Ziegler (2022), *ibid.*, pp. 7-8.

(225) ベルギーについては次を参照。Wouters & Pineau, *supra* note 219; E. Nys, “Histoire littéraire du droit international en Belgique”, *Revue de Droit International et de Législation Comparée*, Vol. 24 (1892), pp. 589-602; V. Genin, *Le Laboratoire Belge du Droit International : Une communauté épistémique et internationale de juristes (1869-1914)* (Académie Royale des Sciences, des Lettres et des Beaux-Arts de Belgique, 2018).

(226) Nys, *ibid.*

(227) Macalister-Smith & Schwietzke, *supra* note 5, p. 122; Wouters & Pineau, *supra* note 219, pp. 218-227; Genin, *supra* note 225, pp. 53-149.

(228) Oppenheim, *supra* note 7, p. 90.

⁽²²⁹⁾ 従って、オッペンハイムは、スイスとベルギーから 1 人ずつ選定したともいえるが、「Ecole de Bruxelles」から 2 名を選定したともいえる。

2. オッペンハイム・リストにおけるデンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーの著作

以上のように、オッペンハイムは、デンマークからは 2 名（ボーネマンとマツン）、ロシアから 1 名（マルテンス）、オランダから 1 名（ファーガソン）、スイスから 1 名（リヴィエ）、ベルギーから 1 名（ネイス）、合計 6 名を選定している。この 6 名の著作をまとめたのが以下の表（7）である。

表（7）：その他の国籍の著者と著作⁽²³⁰⁾

1	Frederick Kristian Bornemann	Forelæsninger over den positive Folkeret, 1866.
2	Friedrich von Martens	Völkerrecht, 2 vols. 1883; a German translation by Berghohm of the Russian original. A French translation in 3 vols. appeared in the same year.
3	Jan Helenus Ferguson	Manual of International Law, etc., 2 vols. 1884.
4	Alphonse Rivier	Lehrbuch des Völkerrechts, 1894; 2nd ed. 1899 and the larger work in two vols. under the title: Principes du Droit des Gens, 1896.
5	H. Matzen	Forelæsninger over den positive Folkeret, 1900.
6	Ernest Nys	Le droit international, vol. I. 1894. ⁽²³¹⁾

この中で、オッペンハイムが記述しているのは、2 番のマルテンスと 6 番のリヴィエの二人だけである。オッペンハイムによれば、マルテンスは「真の法実証主義者」を目指してはいるものの、著作に度々自然法の痕跡が見られる学者であり、⁽²³²⁾

(229) Wouters & Pineau, *supra* note 219, p. 226.

(230) Oppenheim, *supra* note 7, p. 90.

(231) オッペンハイムは、ネイスの著作に載せてある参考文献リスト（pp. 251-328）を高く評価しているが、おそらく彼もこのリストを大いに参照したと考えられる。*Ibid.*, p. 90.

(232) *Ibid.*, p. 93.

リヴィエは「真の法実証主義者」である。⁽²³³⁾

3. デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーの著作の翻訳書とその他の翻訳

(1) デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーの著作の翻訳書

この中で、日本で翻訳されたのはマルテンス（ロシア）の著作1冊のみである。しかも、これはロシア語からの直訳ではなく、ドイツ語版からの重訳である。

①露国フリードリヒ・フォン・マルテンス著、日本法学士中村進午訳『早稲田叢書 国際法 上巻・下巻』（東京：東京専門学校出版部・1900）

中村進午は、上述の通り、リストの著作を翻訳した。マルテンスの翻訳も1900年出版なので、中村はほぼ同じ時期にリストとマルテンスの翻訳を同時に行ったことになる。両方とも、中村が教鞭をとっていた東京専門学校出版部からの出版であった。

中村は、本文前にマルテンスの「略伝」をつけて詳しく紹介し、マルテンスが「国際法に於ては故ロレンツ、フォン、スタインを祖述し、著す所の『国際法』及び『条約彙纂』は学者の間に重ぜらる」という。また、その次の「国際法序」においても、中村はマルテンスを「近世国際法の泰斗」と呼びながら、彼の著作が「一種独得の趣味を有するは目次に徴して既に読者の知る所、上巻の一部は併せて之を歐洲外交の沿革史と見るべく国際公私の法は素より国際刑法に関するのこと亦説き尽して餘す所なし洵に希有の良書たり」と高く評価している。これが、「書中露国の為に辯護するもの多し」、「書中日本を卑下するもの多し」にもかかわらず、中村がこの著作を翻訳した理由なのである。中村は、「原文千有餘頁の書訳するに三年の星霜を費した」という。

中村のこの翻訳について、一又は以下のように評価している。

「本書の出版の前には、わが国にも、すでに、戦時国際法のみとはいえ、有賀、高橋の大著もあり、平時にも、ウェストレークが深井英五、ホールが立作太郎によつ

(233) *Ibid.*

て訳出されており、後者の二訳書は、イギリス系国際法学の移入に貢献があったが、このマルテンスの完訳は、翌年の千賀鶴太郎の著作とともに、わが国のドイツ系国際法学の紹介として一時期を画するものであるのみならず、平時戦時のバランスのとれた本格的な国際法学の成長を刺激する役割を果たしたといっても過言ではないであろう。訳業としてみても、立のホールと、中村のマルテンスを、明治および大正初期における代表的翻訳書というにふさわしいと思う。⁽²³⁴⁾」

この一又の評価は、中村の翻訳が「1908年」に出版されたという前提でなされたものである。中村のマルテンス翻訳は版を重ねて何度も印刷された。しかし、同著作（初版）の出版年度は、奥付の情報からも、そして国立国会図書館デジタルコレクションを含めた各図書館の書誌情報からも、「1900年」（明治33年）である。⁽²³⁵⁾

（２）その他の翻訳

このマルテンスの著書以外に、諸国、すなわち、デンマーク、オランダ、スイス、ベルギーの著作は翻訳されなかった。但し、オランダとスイスについては若干補足する必要がある。

（a）オランダ

オッペンハイムがオランダから選定したファークソン⁽²³⁶⁾の著作は翻訳されなかったが、以下の３冊については簡単に紹介したい。

- ①畢洒林氏説、西周助訳述『官版 万国公法 全四冊』（大阪：官版書籍製本所（敦賀屋為七）・1868）：②西周助訳『和蘭畢洒林氏 万国公法』（京都：平安書館 竹苞楼・瑞巖堂・1868）⁽²³⁷⁾

(234) 一又・前掲注（２）105頁。

(235) 初版の出版は７月であるが、同年の９月と翌年の１月にも各々「再版」が出版されている。

(236) 中国で西洋人宣教師により漢訳され、『邦国公法新論』（1901）というタイトルで出版された。韓・前掲注（２）731-732頁。また、韓国の兪吉濬の『国権』や『邦国の権利』はこの著作を主な底本としている。この部分については次の拙稿を参照。：Han Sang-hee, “The Source of Yu Kil-chun’s Seven Rights of States: Jan Helenus Ferguson’s *Manual of International Law* (1884)”（法政研究85-3／4・2019）1440-1474頁。

まず、オランダといえば、西周の『万国公法』に言及しなければならない。⁽²³⁸⁾ 上述の通り、これは西がオランダ留学の際にフィッセルリングの講義を筆記し、帰国後それをまとめ出版したものである。これは、当時すでに受容されていた漢訳『万国公法』とはその用語や構成がかなり異なる。西の『万国公法』は、上記の瓜生の翻訳とともに、漢訳『万国公法』の問題点を解決し、日本の国際法用語と国際法学を創るための最初の試みとして非常に重要な意義を持っている。但し、フィッセルリングの講義（すなわち、西の『万国公法』）はフィッセルリング自身のものなのか、それとも彼が誰かの著作を要約または翻訳したものなのかについては、未だ十分に説明されていない。伊藤は、フィッセルリングの学説がドイツ国際法学、特にヘフターの学説の影響を大きく受けたと思われる点が各所に認められると述べているが、この指摘の可否については今後の課題としたい。⁽²³⁹⁾

③ 蘭人某編纂、馬屋原彰訳『万国公法略 全』（東京：廣文堂・1876）

表紙と本扉の間には、細川潤次郎（左院議官従四位）の「万国公法略序」と、訳者の馬屋原彰による「叙言」がある。この「略序」と「叙言」の情報を踏まえると、以下のような翻訳事情が見えてくる。原著は徳川政府の時期に「蘭人某」が江戸で編纂したものであること、その原本が少史杉亨二の所（外務課）に所蔵されていたこと、それを細川潤次郎が見たところ、量は数十頁しかないものの、平時法・戦時法、陸戦法・海戦法の内容が揃っていたので、同じ左院の馬屋原彰（書記官）に翻訳を勧め、馬屋原彰がそれを翻訳し出版した、という内容である。但し、この3名（細川、馬屋原、杉）の所属・肩書と原著の保管場所が一致していなかったため調査したところ、以下の状況であった。⁽²⁴⁰⁾

(237) ①-1 が官版、①-2 が民版である。

(238) 田岡良一「西周助『万国公法』」（国際法外交雑誌71-1・1972）1-57頁；大久保健晴「幕末明治初期日本におけるヨーロッパ国際法受容の政治思想的意義—西周訳『畢酒林氏万国公法』の思想世界を中心に」（政経論叢77-5/6・2009）357-498頁；狭間直樹「西周のオランダ留学と西洋近代学術の移植—近代東アジア文明圏形成史：学術編」（東方学報86・2011）565-610頁。

(239) 伊藤・前掲注（2）463頁。

(240) 柏原宏紀「明治零年代後半における洋行官僚に関する一考察」（関西大学経済論集67-4・2018）695-710。

	細川潤次郎	馬屋原彰	杉亨二
明治 6 年（1873） 11月	左院 二等議官	左院 五等議官	正院 七等出仕
明治 7 年（1874） 11月	左院 二等議官	左院 五等議官	正院 六等出仕
明治 8 年（1875） 10月	法制局 一等法制	元老院 少書記官	正院 六等出仕
明治 9 年（1876） 11月	元老院 議官	元老院 少書記官	正院 少史

この結果から見る限り、原本は「正院」（の外務課）に所蔵されており、翻訳は細川と馬屋原が「左院」に所属していた1874年（又は1873年）にはすでに始まっていたことになる。上述の通り、台湾出兵のため、司法省の大築によるホイートンの翻訳（始戦法）と番地事務局によるケントの翻訳が同時に行われていた時期である。従って、ほぼ同じ時期に、左院においてもこの翻訳が行われていたことになる。細川の「略序」にはウールジー（烏爾西氏）、グロティウス（彪吾氏）、ホイートン（恵頓氏）、ヴァッテル（発得耳氏）の名前に言及されていることからすると、当時、彼らはある程度の国際法知識は持っていたと考えられる。

（b）スイス

①尾崎三郎述『万国公法講義』（1875）

リヴィエの著作は翻訳されていないが、ヴァッテルの著作の一部が翻訳されている⁽²⁴¹⁾。これは、『会館記事』という雑誌に連載されていたものである。最初から翻訳を掲載したのではなく、最初は「講義」、その後「訳述（抄訳）」、「訳述」というかたちで少しずつ掲載の方式が変わった⁽²⁴²⁾。どこからどこまでがヴァッテルの著作の翻訳なのかについてはさらなる精査が必要であるが、少なくともヴァッテルの著作の一部が翻訳されていたことは確かである。

尾崎は、イギリスのユニバーシティ・カレッジ・ロンドンとオックスフォード大

(241) 上述の通り、ヴァッテルは様々な国で活動していたが、出身国がスイスであるため、スイスの学者として取り上げることとする。

(242) 同雑誌の第4号（講義）、第6号（講義）、第8号（訳述（抄訳））、第10号（訳述）、第12号（訳述）であり、全号1875年の刊行である。

学⁽²⁴³⁾に留学し法学を学んだ。同翻訳は、上記の『万国公法略』の出版前年の1875年に出版されたものである。訳者の尾崎も、1874年には左院（四等議員）、1875年には法制局（二等法制）で働いていた⁽²⁴⁴⁾。すなわち、細川・馬屋原とほぼ同じ時期に同じところで二つの異なる翻訳を各々行っていたことになる。

尾崎は「緒言」において、「本朝西洋学文ノ開クル日猶浅シ其偶万国公法ヲ講スル者モ僅ニ恵頓氏ノ書及一二ノ浅々タル枝葉ニ過キス」と述べ、万国公法が「西洋諸国ニテハ王侯宰相必読ノ書」であるとする。また、尾崎は、「法律ヲ講究シ時勢ヲ討辨シ終ニ上 聖朝ヲ翼戴シ下人民開明ノ唱導ト為リ以テ華族ノ義務」（傍点筆者）であり、「法律ヲ講窮スルハ最モ本館ノ急務」であると述べている。そして尾崎は、「余嘗テ英国ニ在リ聊カ公法ノ説ヲ聞ク」ことがあったので、「諸君ノ為メニ其聞ク所ヲ講述」するという。国際法の教育を通じて、「上 聖朝ヲ翼戴シ」、「下人民開明ノ唱導」を行うことが「華族ノ義務」であるという尾崎の講義・翻訳の目的が見て取れる⁽²⁴⁵⁾。

4. デンマーク・ロシア・オランダ・スイス・ベルギーのまとめ

この5カ国の著作のうち、日本語に翻訳されたのは、中村によるマルテンスのものが唯一であった。但し、マルテンスの著作は、ロシアの著作というよりは、ドイツ語版の大陸系著作とみなされている。オランダの⁽²⁴⁶⁾『万国公法』（西）と『万国公法略』（馬屋原）、そしてスイスのヴァッテルの講義・翻訳（尾崎）は、それぞれ重要な意義を持っているものの、本稿が対象としている、著作の纏まった翻訳ではない。これら5カ国の著作は、他の諸国と比べて、翻訳対象の優先順位がかなり低⁽²⁴⁷⁾かったのではないかと考えられる。

(243) 井上琢智「ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン・コネクションの形成—イギリス留学生とコネクション」（経済学論究57・4・2004）24-25頁。

(244) 柏原・前掲注（240）700-702頁。

(245) 森有礼も、ヴァッテルの著作のうち「宗教」に関する部分を翻訳して『明六雑誌』（第6号）に掲載している。また、同号にはフィリモアの著作のうち「宗教」に関する部分の翻訳も掲載されている。森有礼「『ワッテル』万国公法ノ内宗教ヲ論ズル章（摘要）」（明六雑誌6・1874）6-10頁；柴田氏訳「『ヒリモア』万国公法ノ内宗教ヲ論ズル章（摘要）」（明六雑誌6・1874）10-12頁。

(246) 一又・前掲注（2）105頁；大平・前掲注（159）671頁。

(247) ベルギーについては、例えば、ジャクマンの追悼文が掲載されている。高橋作衛「ローラン、ジャクマン博士の逝去を悼む」（国際法雑誌1・2・1902）62-66頁。また、ネイスの論文集（1・

（八）その他の翻訳

以上の著作以外にも、以下のような戦争関連の決議や法規案も翻訳された。

①大谷熊太郎編纂『万国公議交戦条規』（東京：山中市兵衛等・1882）

これは、1874年にブリュッセルで開催された陸戦法規に関する万国大会の決議を、大谷熊太郎が訳し編纂したものである。⁽²⁴⁸⁾大谷に関する情報はほぼ見当たらない。大谷の「緒言」は、「弱ハ強ノ肉トナル古今同シ」という表現から始まる。しかし、「世界万国此法一度ビ行ハルレバ弱ハ強ノ肉タルコトナク道理ニ拠テ之ヲ処スルニ至」ることになり、「其至公至明ナル真ニ万国ノ幸福ト云フヘキナリ」という。「弱ハ強ノ肉トナル」という現実認識と、万国公法に対する素朴な期待が共存している。「緒言」には、「日韓紛議」や「日韓ノ事」が強調され、今後生じうる「一大戦争」に対して「有志者ノ参考トナス」ことが翻訳の目的であることが示されている。「緒言」の作成日は「明治十五年八月」となっている。朝鮮では7月23日に壬午軍乱が勃発し、反乱兵士などの不満の矛先は日本人に向けられていた。従って、「日韓紛議」や「日韓ノ事」とは、この壬午軍乱のことである。

②原敬訳並註『陸戦公法 全』（東京：報行社・1894）

これは、1880年にオックスフォードで開かれた国際法学会で採択された陸戦法規案を、原敬が和訳し簡単な訳註を加えたものである。原は、平民宰相として知られる著名な政治家であり、『日本の国際法学を築いた人々』の中で「霞ヶ関の先駆者」の一人として挙げられた人物である。⁽²⁴⁹⁾原は「緒言」において、「此書ノ起稿ヲ担任シタル」12名の「各国ノ碩儒」と報告者（G. Moynier）を紹介し、翻訳の目的が「所謂文明国ノ軍ハ如何ナル挙措ヲ要スルカヲ世ニ知ラ」（傍点筆者）せることである⁽²⁵⁰⁾

2）も紹介されている。（国際法雑誌 1-1・1902）35-36頁；（国際法雑誌 1-4・1902）17頁。

(248) 信夫・前掲注（2）17-18頁；住吉・前掲注（2）363-364頁；伊藤・前掲注（2）471頁。

(249) 伊藤・同上。

(250) 一又・前掲注（2）49-51頁。

と述べている。翻訳当時、原は「巴里在勤中公務ノ暇之ヲ翻訳セリ」という。原は「巴里在勤中」の際に、パリ政治学院において上記のフंक・プレントノの国際公法講義を聞いたようである。⁽²⁵¹⁾「緒言」の作成日は「明治二十七年八月」であり、日清戦争の勃発は同年7月25日である。同翻訳は、「日清戦争が開始されたときに実際の用に供するために出版されたもの」⁽²⁵²⁾であった。

四、おわりに

本稿は、1868年から1905年まで日本で行われた、ヨーロッパ国際法の著作の翻訳について検討した。以下では、結論として、この翻訳に見られる特徴、そして近代日本の国際法受容史における翻訳の貢献及び意義について述べたい。便宜上、大体1880年代半ばまでを「前半」、それ以降を「後半」と呼ぶことにする。

まず、誰が、何を、なぜ、という順番でその「特徴」をまとめると以下の通りである。

第1に、翻訳の主体、すなわち、誰が翻訳したのか。時間的にみると、一般書の場合は、前半は政府機関が多く、後半は個人が多い。従って、前半は「政府主導」の翻訳、後半は「個人主導」の翻訳ともいえる。主な政府機関としては司法省・左院・番地事務局・文部省・大蔵省・法制局などがあり、個人としては学者・講師、判事、外交官、記者、民間機関、一般個人などが挙げられる。特に、後半に行けばいくほど、翻訳を行う個人の多様性が増していく。また、専門書の翻訳は全期間にわたって行われたが、その翻訳の「主体」は、陸軍・海軍の関連部署、各軍の教育機関の教員、その他の軍関係者や軍関連団体（水交社）が圧倒的に多い。⁽²⁵³⁾

第2に、翻訳の対象、すなわち、何を翻訳したのか。一般書は英米の著作が圧倒的に多く、専門書はフランスの著作が圧倒的に多い。一般書の場合、前半まではアメリカの著作（ホイートン、ウールジー、ケント、ハーレック）の翻訳が圧倒的に多い。それ以降は、イギリスの著作（アモス、ホール、ローレンス、レヴィ、ウェストレーク）の翻訳が多いが、フランス・ドイツの著作も一部翻訳されている。ま

(251) 同上、50頁。

(252) 伊藤・前掲注（2）471頁。

(253) 専門書はオープンハイム・リストには載せられていない。但し、これらの専門書のほとんどは、オープンハイムの主著のうち、外交関係法や戦争法など内容が対応する章節で紹介されているので、その部分を参照されたい。

た、一般書は法実証主義者、特に後半には「真の法実証主義者」の著作が多く、一般書・専門書ともに、各国・各分野で権威を持つ者の著作が多い。但し、その他の諸国の著作（イタリア、スペイン、南米諸国、デンマーク、ロシア、オランダ、スイス、ベルギー）は、一部の特別なケース（パテルノストロとマルテンスなど）を除いては、ほぼ翻訳対象にならなかった。また、専門書の翻訳の主な「対象」となったのは、外交関係法など一部のテーマを除いては、そのほとんどが戦争一般・陸戦・海戦に関する「戦争法」関連の著作であった。

第3に、翻訳の目的、すなわち、なぜ翻訳したのか。前半は、『万国公法』の用語・内容上の難解さの克服と「外交問題への対応のための翻訳」が多い。そして後半は、「本格的な教育研究のための翻訳」と「文明国・文明国民・文明ノ軍になるための啓蒙的翻訳」が多い。また、専門書の翻訳の主な「目的」は、翻訳対象となった著作に「戦争」関連のものが多くことからわかるように、当時急迫していた有事や戦争に備えるために、国際法（特に戦争一般、陸戦、海戦などの戦争法）の知識を日本政府や各軍に提供することであった。

次に、近代日本の国際法受容史における翻訳の「貢献」について以下の3点を指摘したい。

第1に、用語上の貢献である。本稿の対象期間は、漢訳『万国公法』の用語を日本の用語が代替していく過程ともいえる。しかし、それは容易ではなかった。最も典型的事例が「国際法」である。翻訳を通じて、「万国公法」の代わりに、公法、国際法、（列国）交際法、（列国）交渉法、交道など様々な用語が提示され、これらの用語が併存し、競合した。1873年に箕作によって提案された「国際法」は、その後約15年間も使われず、「国際法」が「著作」のタイトルとして再び使われるのはその15年後の三宅の翻訳（1888）である。⁽²⁵⁴⁾その後「国際法」は少しずつ他の著作にも使われ始めたが、「万国公法」という用語はなかなか消えなかった。「万国公法」

(254) 同じ1888年に出版された熊野の講義録も「国際法」を用いている。但し、「国際法」ではなく「国際公法」という用語は1883年に上述の水交社の翻訳（ローレンスの著作の翻訳）のタイトルとして使われたことがある。しかし、それは一度きりの例外的なものであり、その後「国際公法」が再び登場するのは1888年の三崎の講義録においてである。熊野敏三講述、千早敏郎・糸永晃筆記『国際法講義』（東京：蒲生敏郎・1888）：三崎亀之助講義『国際公法』（東京：英吉利法律学校・1888）。

が著作のタイトルとして最後に使われたのは、おそらく1896年の鳩山の講義録⁽²⁵⁵⁾ではないかと考えられる。「邦国」と「版図」も徐々に「国家」と「領土」によって代替されるが、かなりの時間がかかった。1895年の藤田の著作は依然として「邦国」⁽²⁵⁶⁾を使っており、上述の中村のマルテンス翻訳（1900）も依然として「版図」を使っている。主体、淵源、国家の諸権利、領域取得方式等々その他の用語も、国際法・国家・領土とはほぼ同じ過程を通じて徐々に定着していく。

第2に、研究方法上の貢献である。翻訳を通じて、訳者たちは、自然法主義と法実証主義の相違について理解することになった。特に、抽象的な自然法主義ではなく、慣例・条約を重視する法実証主義、その中でもホール、リスト、ローレンスなどの「真の法実証主義者」の研究方法に魅せられ、彼らの著作がより多く翻訳された。そして、彼らは、慣例を重視する英米法と、理論的枠組みを重視する大陸法の研究方法についても理解し、それらの短所・長所の取捨選択を通じて総合しようとする方向に向かっていく。

第3に、国際法学の体系（システム）上の貢献である。日本の学者たちは、各国の権威のある著作を翻訳することによって、徐々に国際法学の「体系」にも目を向け始めた。彼らは、国際法の定義、法源、主体などの根本的な問題はもちろん、平時国際法、戦時国際法、中立法、国際行政法、国際刑法、国際私法などの諸分野をいかに一つの枠組みの中で説明できるか、という国際法学の体系化を考え始めた。そして19世紀末頃になると、第一世代専攻国際法学者の中村や次世代の立などは、自ら国際法学の体系化を模索することになる。

では、近代日本の国際法受容史における翻訳の「意義」は何であろうか。1865年に中国から漢訳『万国公法』が受容され、1900年前後から第一世代の「専門国際法学者」が誕生した。また、この二つの大きな象徴的出来事の間には、1887年から「講義録」、そして1890年から日本人による「初期著述」が登場する。本稿で取り上げたヨーロッパ著作の翻訳は、漢訳『万国公法』の限界を乗り越え、その後の「講義録」、「初期著述」、そして「専攻国際法学者の誕生」までを繋ぐための「架け橋」としての役割を果たしたのである。これこそが、翻訳の真の意義ではないかと考えられる。

(255) 鳩山和夫講述『万国公法 完』（東京：東京専門学校・1896）。

(256) 藤田隆三郎編述『万国公法 附 判決例（再版）』（大阪：岡島書店・1895）。

19世紀に集中的に行われた「翻訳」は、アメリカのホイートン、ウールジー、ケント、ハレック、イギリスのホール、ローレンス、ウェストレーク、フランスのルノー、ドイツのヘフター、ブルンチュリ、リスト、そしてパテロノストロを通じたマンチーニとフィオレなど、19世紀ヨーロッパの超一流の国際法学者たちの国際法学を日本に紹介した。しかし、彼らの国際法学は、同じ「ヨーロッパ文明」を基盤としながらも、問題意識、研究方法、体系は各々異なっていた。翻訳されたこの多様なヨーロッパ国際法学が、19世紀後半から登場する日本の「講義録」、「初期著述」、そして第一世代「専攻国際法学者」の国際法学に具体的にどのような影響を及ぼしたのか、この問題については今後の課題としたい。